

東京農業振興プラン

次代に向けた新たなステップ



菜 虫 譜

平成29(2017)年5月

はじめに

世界有数の大都市東京で展開する東京農業は、新鮮で安全安心な農畜産物を都民に提供するとともに、環境の保全や防災などの多面的な機能を発揮しています。特に、都市に潤いと安らぎを提供する農地の緑は、都民の貴重な財産となっています。

しかし、日本の農業全体を取り巻く環境は、農業者の高齢化などによる担い手不足や、相続に伴う農地の減少、安価な輸入農産物の増加など、依然として厳しい状況にあり、東京農業も例外ではありません。

そうした中、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定され、都市農業の振興に対する国や地方公共団体の責務等が明記されました。また、昨年5月に閣議決定された「都市農業振興基本計画」では、都市農地を都市に「あるべきもの」と位置付けるなど、都市農業振興に向けた土台が整えられました。これは、東京農業にとっても追い風となるものです。

こうした状況の変化を踏まえ、また3年後に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその先を見据え、大都市東京の農業の可能性と潜在力を一層引き出し、東京農業を将来に向け着実に展開していく新たなステップとなる「東京農業振興プラン」を策定しました。

今後、都民の皆様、農業者・農業団体の皆様のご理解、ご協力を得て、本プランの施策を着実に実施することにより、東京農業を都民生活に密着した産業として築き上げ、活力にあふれた持続可能な「スマートシティ」を実現してまいります。

平成29（2017）年5月

東京都知事

小池百合子



東京農業振興プラン目次

序 章	新たな東京農業振興プランの策定に向けて	1
1	新たなプラン策定の目的	1
2	本プランの位置付け	1
第1章	転機を迎える東京農業	3
1	東京農業をめぐる社会情勢の変化	3
	(1) 東京農業を取り巻く状況	3
	(2) 都市農業に関する動き	4
2	東京農業の現状と課題	5
	(1) 東京農業の現状と特色	5
	(2) 東京農業が抱える課題	12
第2章	東京農業の振興の方向と施策展開	14
第1節	農業振興の方向	14
1	目指すべき東京農業の姿	14
2	農業振興の方向と体系	15
第2節	農業振興施策の展開	16
1	担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開	16
	(1) 多様な担い手の確保・育成	16
	(2) 意欲ある農業者などの経営力の強化	17
	(3) 施設化や基盤整備などによる生産力の強化	18
2	農地保全と多面的機能の発揮	20
	(1) 農地保全に向けた新たな取組	20
	(2) 農地が有する防災や環境保全機能による都市への貢献	21
	(3) 多様な農作業の体験機会の充実	22
	(4) 都内産の花と植木による都市緑化の推進	22
3	持続可能な農業生産と地産地消の推進	23
	(1) 持続可能な農業生産による農産物の提供	23
	(2) 植物・家畜防疫対策の強化	24
	(3) 都内産農畜産物の地産地消の拡大	25
4	地域の特色を活かした農業の推進	26
	(1) 島しょ地域の振興	26
	(2) 中山間地域の振興	26

(3) 都市周辺地域の振興	27
(4) 都市地域の振興	27
第3章 都市農業・農地に係る制度の改善	28
1 都市農業・農地に関する国の動向	28
2 制度の改善に係る国への要望	28
(1) 貸借された生産緑地に対する相続税納税猶予制度の適用	28
(2) 営農に必要な農業用施設用地などへの相続税納税猶予制度の適用	29
(3) 生産緑地の買取り支援	29
(4) 新たな物納制度の創設	29
第4章 東京農業の振興に向けた連携	30
第5章 東京農業の経営モデル	31
1 経営モデルの設定	31
2 経営モデルの例示	32
(1) 東京の農業をリードする経営モデル（所得目標1,000万円）	32
(2) 地域の農業を担う経営モデル（所得目標600万円）	34
(3) 農業の広がりを支える経営モデル（所得目標300万円）	37
(4) 法人など企業的な経営モデル（販売目標5,000万円）	39
【資料】東京農業の先進的・特徴的な事例集	41

(表紙絵)

伊藤若冲 (いとうじゃくちゅう) 「菜蟲譜 (さいちゅうふ)」
(重要文化財 佐野市立吉澤記念美術館 所蔵)

{	所在地	栃木県佐野市葛生東 1-14-30
	電話	0283-86-2008
	H P	http://www.city.sano.lg.jp/museum/

1 新たなプラン策定の目的

都はこれまで、平成 24 年 3 月に策定した東京農業振興プラン「都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開」に基づいて、都民にも農業者にも魅力ある産業としての東京農業の振興を図るため、さまざまな施策を展開してきました。

この間、農業者の高齢化等に伴う担い手不足や農家の相続に伴う農地の減少、輸入農産物の増加、農業生産資材等の価格高騰など、依然として東京農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いていますが、その一方で、国際化の進展に伴う国内農業の競争力強化の取組や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」という。）の開催決定、さらには平成 27 年 4 月の「都市農業振興基本法」の制定など、東京農業にとって追い風ともいえる状況にあります。

前プランの策定から 5 年が経過し、東京農業を取り巻く社会情勢が変化する中、将来を見据えた実効性ある農業振興施策や農地の保全に向けた国の制度改正などが必要となっていることから、新たな東京農業振興プラン（以下「本プラン」）を策定することとしました。

2 本プランの位置付け

- 本プランは、平成 28 年 8 月の東京都農林・漁業振興対策審議会の答申「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」を踏まえて、都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示すものです。
- 本プランは、農業者及び農業団体、区市町村に対しては、農業振興及び地域の活性化に活用できる指針として提供し、都民に対しては、東京農業への積極的な参加と協力を働きかけていくものです。
- 本プランは、「都市農業振興基本法」における、東京都の地方計画^(注)を兼ねるものとしします。

(注) 地方計画：基本法第十条で「地方公共団体は、基本計画を基本として、該当地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされており、都においては、本プランをこの地方計画として位置付けるものとしている。

- 本プランは、平成 29 年度から概ね 10 年後を見据えるものとしませんが、経済・社会情勢の変化や施策の進行状況などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

1

東京農業をめぐる社会情勢の変化

(1) 東京農業を取り巻く状況

近年の食に対する消費者の意識の変化とともに、生産者の顔が見える新鮮で安全安心な地場産農畜産物を求める声は益々高まっています。加えて、農業・農地は、食料を生産するほか、災害時の避難場所等としての防災機能や、ヒートアイランド現象の緩和等の環境機能、児童・生徒の食育等の教育機能など、様々な多面的機能を有していることから、人や住宅が密集する都市における評価が一層高まっています。

その一方で、海外から安価な農産物の大量輸入による農産物価格の低迷や生産コストの上昇などによる収益性の悪化、さらには、市街化区域内の農地などにかかる固定資産税や、相続時の重い相続税負担のため、就農意欲が低下し、後継者の確保も難しいことから、農業者の高齢化が進行し、農家数や農地面積が減少するなど、東京農業は将来への大きな不安を抱えています。

東京における都市農業・農地の多面的機能と評価額

平成28年度 政策調査「都市農業・農地が有する多面的機能の経済的評価に関する調査」
(東京都産業労働局)



※1：生産波及効果は、市街化区域内の農地における農業産出額を推計した上で、農産物の生産に伴う波及効果の大きさについて産業連関分析を用いて算出した金額です。

※2：公益的機能の評価額は、CVM 調査において求められた 31,466 円／年という農地の維持のために支払うことができる世帯あたりの費用の平均値に、世帯数をかけたものです。

(2) 都市農業に関する動き

都は、都市農業を将来にわたって安定的に継続していくため、都市農業・農地に係る制度改善と税制改正を国へ要望してきました。平成27年3月には、都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善について国家戦略特別区域の提案を行いました。

また、国においても、農林水産省が「都市農業振興に関する検討会」、国土交通省が「社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 都市計画制度小委員会」を設け、都市農業の在り方や、市街化区域内農地の位置付けについて議論がなされてきました。

こうした中、平成27年4月に、「都市農業振興基本法」（以下、「基本法」という。）が制定され、都市農業の振興に対する基本理念が定められました。さらに、平成28年5月に、基本法第9条に基づく「都市農業振興基本計画」（以下、「基本計画」という。）が平成28年5月に閣議決定され、都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的な考え方が示されるなど、都市農業が安定的に継続できる環境が整いつつあり、東京農業は大きな転機を迎えています。

「都市農業振興基本法」の制定

「都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）」は都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的として制定されました。（平成27年4月22日施行）

「都市農業振興基本法」

（目的）

第一条 この法律は、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（都市農業振興基本計画）

第九条 政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

「都市農業振興基本計画」

都市農業振興基本計画（平成28年5月13日に閣議決定）では、都市農業振興に関する新たな施策の方向性として、“担い手の確保”、“土地の確保”、“農業施策の本格展開”が示され、講ずべき施策の具体的な内容が提示されました。

「都市農業振興基本計画」

第2 都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
- 2 防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
- 3 的確な土地利用に関する計画の策定等
- 4 税制上の措置
- 5 農産物の地元での消費の促進
- 6 農作業を体験することができる環境の整備等
- 7 学校教育における農作業の体験の機会の充実等
- 8 国民の理解と関心の増進
- 9 都市住民による農業に関する知識及び技術の習得の促進等
- 10 調査研究の推進

2

東京農業の現状と課題

（1）東京農業の現状と特色

東京農業は、都市化による農地の減少や収益性の悪化、担い手不足など厳しい環境に置かれながらも、意欲ある農業者が地域の特性を活かした経営を展開し、都民に貢献しています。

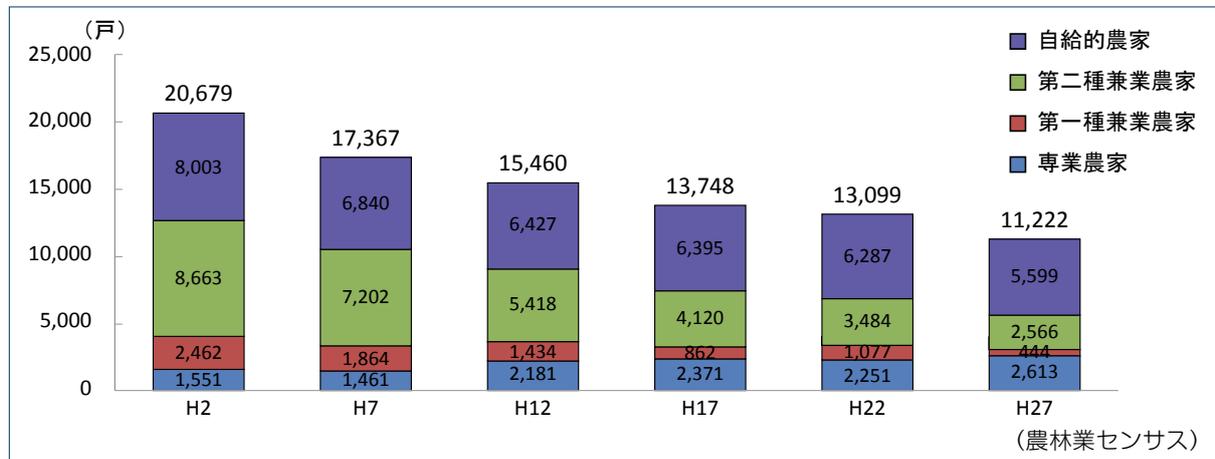
① 意欲的な農業者の増加

東京の農業者の平均年齢は63.9歳（平成27年）で、10年間で3.3歳上昇し、高齢化が進んでいますが、新品種や新技術の導入、販路の開拓など、創意工夫による経営改善に取り組む農業者は増加しています。区市町村の認定を受けて経営改善に取り組む「認定農業者」は1,506経営体（平成28年3月現在）となっており、10年間で2.1倍に増加し、地域の農業を支える農業者として期待されています。

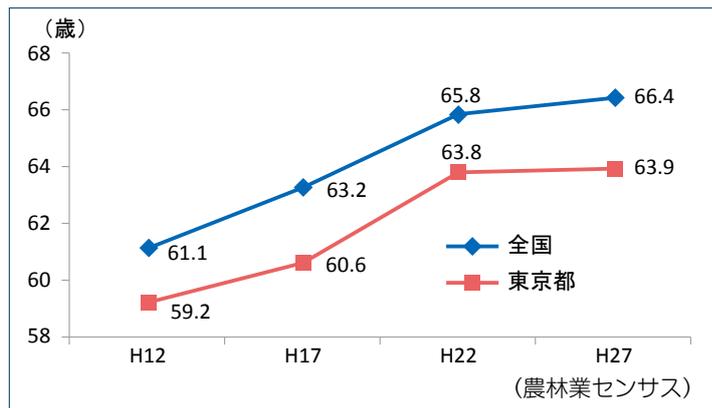
また、東京は農地や住宅の確保が困難で新規就農者の参入が難しい状況にありますが、近年、非農家出身者が都内の農地を借りて農業を始める事例もみられ、今後、

こうした新規就農者の増加に期待が寄せられています。

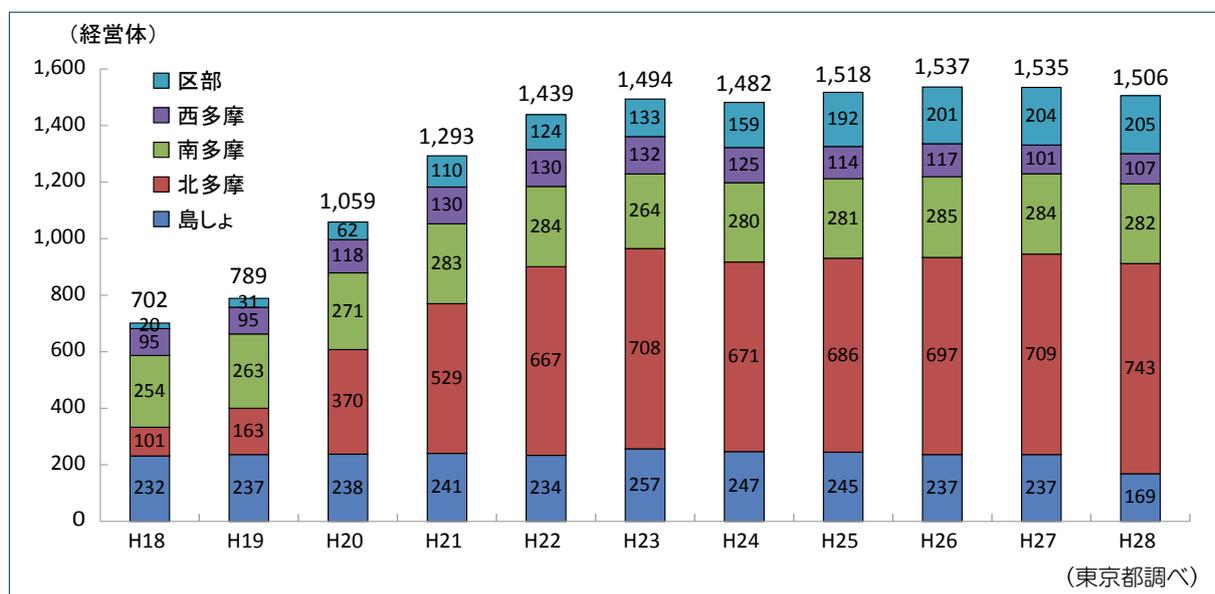
農家数の推移



農業者（農業就業人口）の平均年齢の推移



認定農業者数の推移

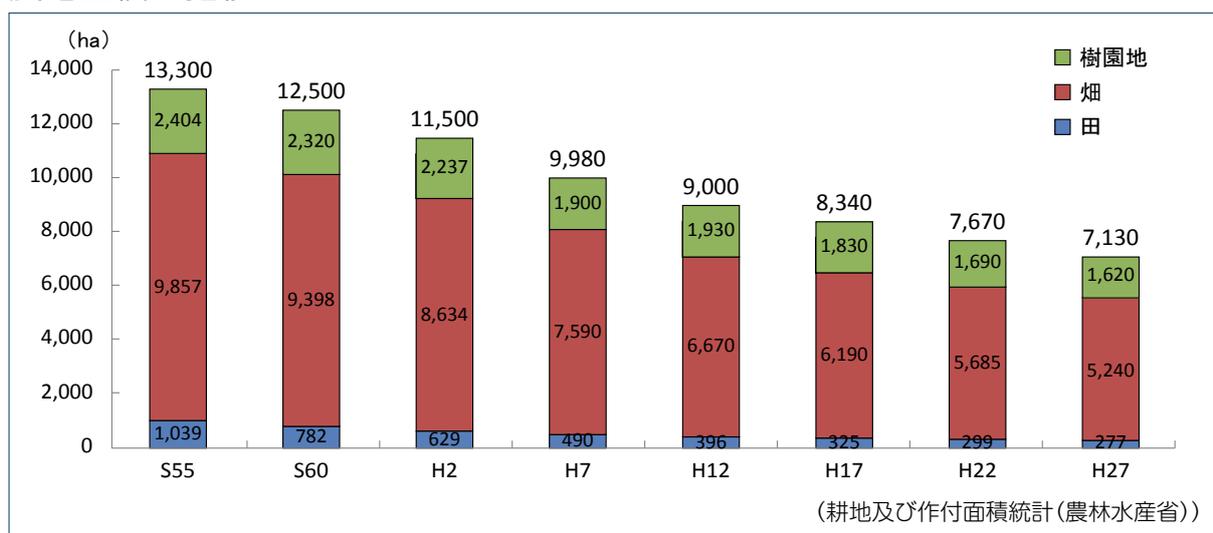


② 減少が進む農地

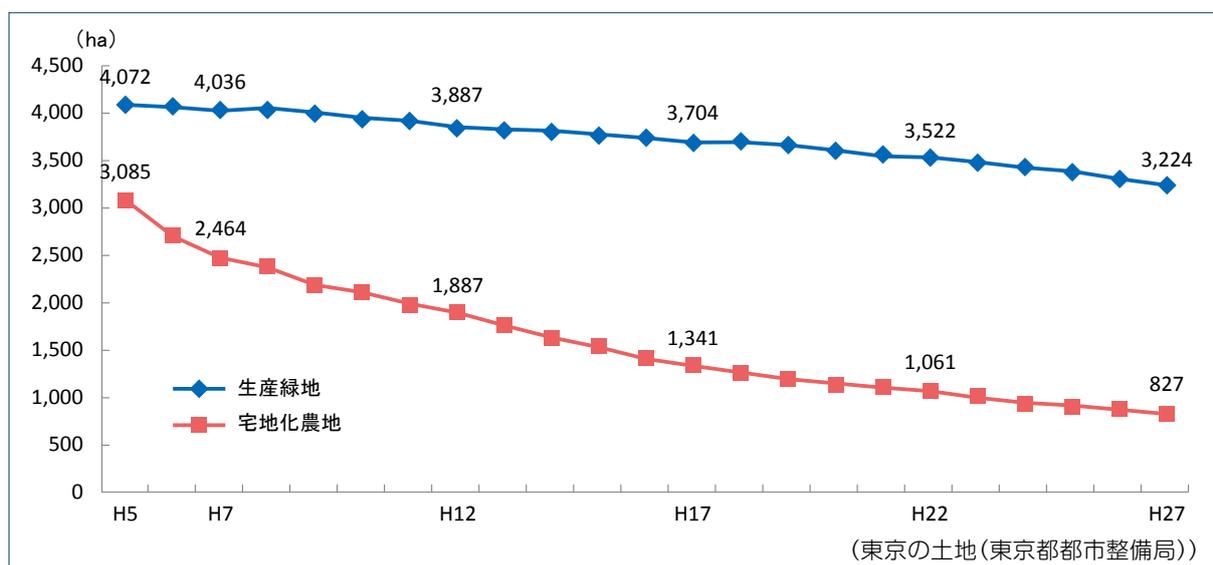
緑豊かな農地は、生活環境に潤いと安らぎを与え、都市に不可欠な防災空間となるなど、都民生活に多くの役割を果たしています。しかし、都内の農地は、都市化の影響や相続などを契機として年々減少を続けており、農地が果たすさまざまな機能が損なわれることが懸念されています。

都内では、平成17年からの10年間で1,210haの農地が失われ、平成27年の農地面積は7,130ha（減少率14.5%）となっています。このうち、市街化区域内では、10年間で993.6haの農地が失われ、農地面積は4,051.5ha（減少率19.7%）となっています。特に、宅地化農地の減少率は38.3%で、一部の区市では宅地化農地から生産緑地の追加指定を行っています。農地全体では減少に歯止めがかからない状況となっています。

農地面積の推移



生産緑地と宅地化農地の面積の推移



③ 環境保全型農業と地産地消の潮流

都では、土づくりや化学農薬・化学肥料の削減など環境保全型農業の技術により生産される農産物を認証する「東京都エコ農産物認証制度」を平成25年度に開始し、平成28年度までに生産者数480人、農産物数（延べ）2,593点を認証しています。

また、都内で生産される農産物は、市場を通じた流通のほか、量販店との契約出荷や都民への直売など、多様なルートで都民に供給されていますが、新鮮な農産物を求める消費者ニーズの高まりから、各地域で共同直売所の設置が進み、平成7年には都内19か所であった共同直売所は、平成27年には3倍の57か所に増加し、流通の形態は都民への直売が7割以上となっています。

また、都内の小中学校のうち、平成26年に都内産食材を学校給食に年間1回でも使用したことがある学校は90%に上るなど、地産地消が進んでいます。加えて、子供たちの農業体験学習など、地域農業と連携した食育活動が活発になっています。

学校給食に地元産食材を使用している都内の小・中学校（平成26年度実績）

	小学校			中学校		
	完全給食 実施校数 (校)	地元産食材 を使用 (校)	割合 (%)	完全給食 実施校数 (校)	地元産食材 を使用 (校)	割合 (%)
区 部	839	699	83.3	382	346	90.6
市 部	428	427	99.8	205	201	98.0
町 村 部	24	24	100.0	20	20	100.0
全 都 計	1,291	1,150	89.1	607	567	93.4

（「平成27年度 東京都における学校給食の実態」（東京都教育委員会））

※ 「地元産食材を使用」は都内産食材を学校給食に年間1回でも使用したことを指す。

④ 多様な農業経営の展開

東京では、島しょ地域、中山間地域、都市周辺地域や都市地域で、それぞれ地域の特性を活かした特色ある農業が営まれています。

島しょ地域では、温暖な気候等を活かした切葉や熱帯果樹など、それぞれの島の特徴を活かした特産物が生産されています。

中山間地域では、山間部においてワサビやジャガイモなどの特産野菜が生産されています。

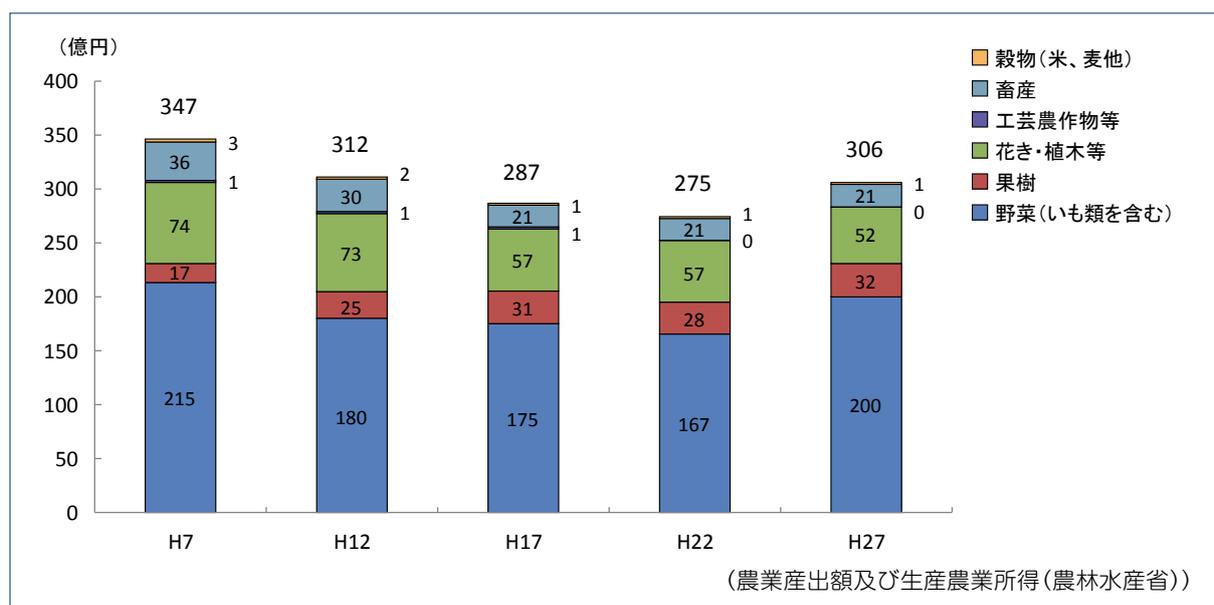
都市周辺地域では、農業振興地域を含む比較的まとまった農地で、スイートコーンやキャベツなどの露地野菜のほか、茶や果実、畜産物など多様な農畜産物が生産されています。

都市地域では、狭小な農地を最大限に活用した施設でコマツナやトマトなどが栽培されており、収益性の高い農業が展開されています。

生產品目は、都の農業産出額 306 億円（平成 27 年）の約 65%を野菜類が占めています。野菜以外にも果樹類や花き・植木類、畜産物など幅広く生産され、バラエティの豊かさが東京農業の特徴となっています。また、大消費地にある利点を活かし、加工・直売・観光にわたる多角的経営など、多様な農業経営が展開されています。

さらに、新たな経営形態として注目される農業体験農園は、農業を体験したいという都民ニーズにマッチし、都市地域を中心に 27 年度末現在 107 か所開設されており、この 5 年間で 1.4 倍に増加するなど着実に拡大しています。

農業産出額の推移



農業体験農園

	農園数	総区画数 (区画)※	全体面積 (ha)
区 部	28	2,258	9.1
北 多 摩	61	3,066	12.8
南 多 摩	15	481	2.9
西 多 摩	3	85	0.4
島 し よ	0	0	0
合 計	107	5,890	25.2

(平成 28 年 3 月末現在 (東京都調べ))

農業体験農園とは、農業者（農地所有者）が自ら農業経営の一環として開設する農園で、農業者の指導の下、利用者が様々な農作業を年間通じて体験することができます。

※「総区画数」は非区画方式を除く値。

市民農園

	農園数	総区画数 (区画)	全体面積 (ha)
区 部	201	11,572	27.5
北 多 摩	128	8,302	16.5
南 多 摩	69	3,241	12.8
西 多 摩	47	2,541	7.4
島 し よ	2	13	1.9
合 計	447	25,669	66.0

(平成 28 年 3 月末現在 (東京都調べ))

市民農園とは、区市町村や農業協同組合等が農業者（農地所有者）から農地を借り受け、10～15㎡程度の小区画に区切り、都市住民のレクリエーションの場として開設する農園です。利用者自身が何を作るか考え、比較的自由に農作物を栽培することができます。

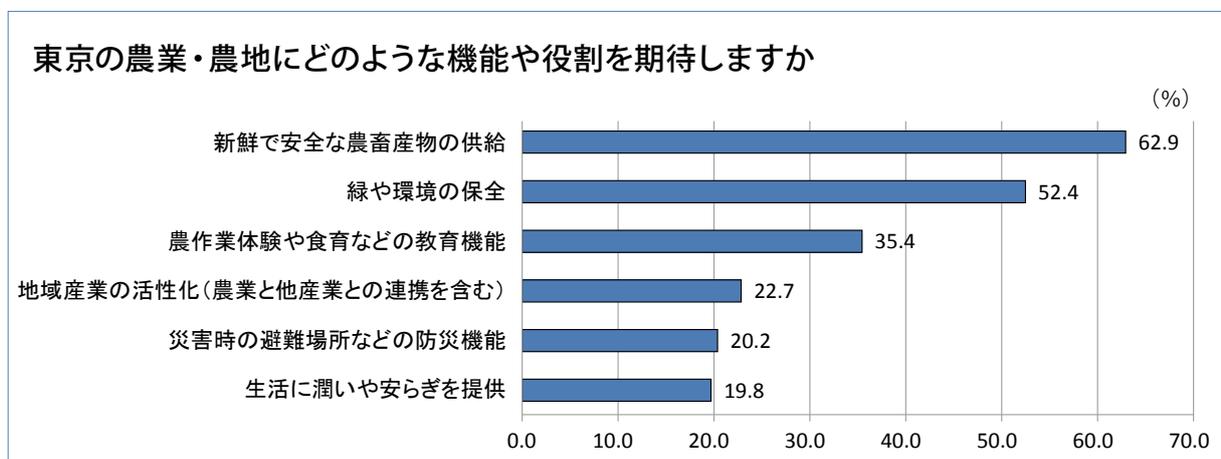
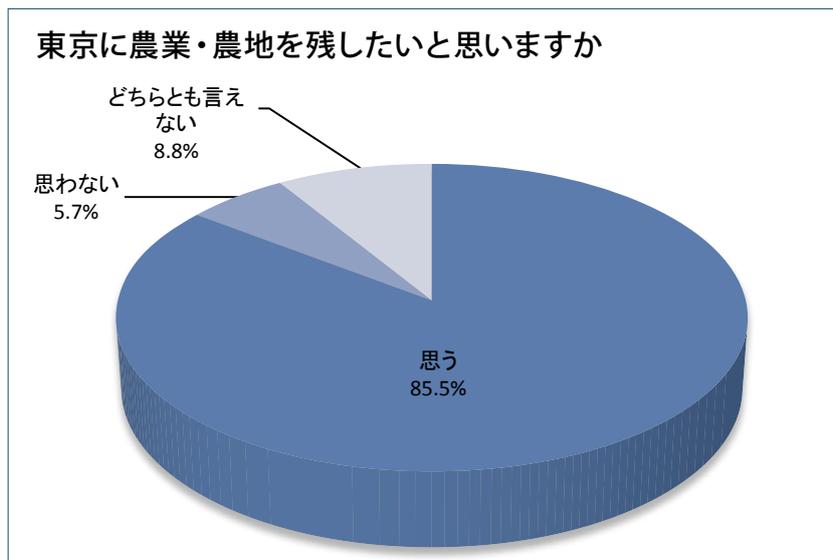
⑤ 都民の意識

平成 27 年度インターネット都政モニターアンケートによると、「東京に農業・農地を残したい」と回答した人は 85.5%であり、平成 21 年度調査の 84.6%を上回りました。また、「東京の農業・農地に期待する機能・役割」では、「新鮮で安全な農畜産物の供給」62.9%、「緑や環境の保全」52.4%、「農作業体験や食育などの教育機能」35.4%と上位を占めています。さらに、「災害時の避難場所などの防災機能」については、平成 21 年の 13.0%から 20.2%へ増加するなど、東京農業に対する都民の期待は高まっています。

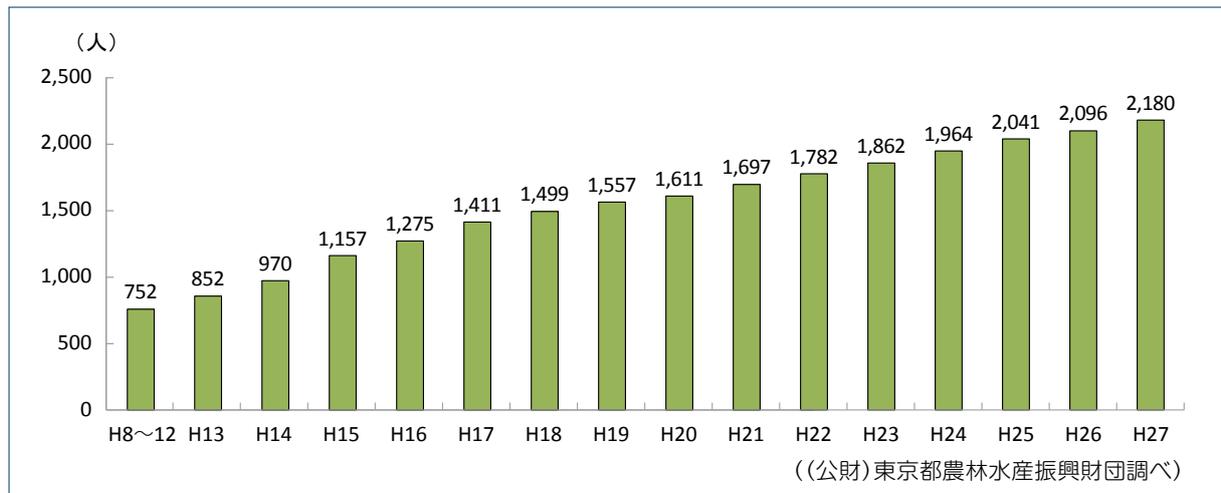
こうした都民の意識の現れとして、農業に強い関心を持ち、農家の作業を手伝うことで東京農業を応援する援農ボランティアが、各地域で活躍しています。現在、公益財団法人東京都農林水産振興財団では、区市町村と連携して援農ボランティアの育成に取り組んでおり、2,180名（27年度末現在）の都民を東京農業の支え手として登録しています。

東京における農業・農地の必要性、東京の農業・農地に期待する役割

（平成27年度インターネット都政モニターアンケート『東京の農業』（東京都生活文化局）より）



援農ボランティア登録者数の推移



(2) 東京農業が抱える課題

市街化区域内農地が約6割を占める東京の農地は、農地制度や税制度上の制約、環境への配慮など、大都市特有の課題を抱えています。

① 市街化区域内の農地利用と担い手確保・育成

市街化区域内の農地は、「農業経営基盤強化促進法」に基づく農地の貸借^(注)の制度が適用されないため、貸借が困難な状況にあります。そのため、規模拡大を望む農業者の中には、やむなく自宅から比較的離れた都市周辺の市街化調整区域の農地を借り入れることにより、生産を行っている事例もあります。

また、特に小規模な農家は十分な収益を得ることが難しいため、後継者の確保が難しくなっています。

(注)「農業経営基盤強化促進法」に基づく農地の貸借：意欲ある農業者に対する農用地の利用集積等を目的とした法律。同法に基づいて市町村が定める農用地利用集積計画により設定された農地の貸借については、期間が満了すれば農地の貸し手へ農地が自動的に返還されるため、貸し手は安心して農地を貸し出すことができ、農地の貸借が促進される。

② 都市農地保全と多面的機能の発揮

東京農業は、収益性の悪化や農業者の高齢化、後継者の不足など、我が国の農業に共通する課題に加え、都市化に伴う生産環境の悪化や、相続税などの重い税負担といった大都市特有の課題を抱えているため、個々の農業者の努力だけでは都市農地を保全していくことが困難な状況となっており、毎年100ha以上の農地が減少しています。

また、農業の多面的機能を発揮している場合でも、例えば、子供たちの食育活動として有意義な学童農園の中には、協力する農業者に労力や経費面で、多くの負担の上に成り立っている例も見受けられます。

③ 環境保全型農業の実践と地産地消の推進

都市農業は、消費者に身近な限られた農地で農産物を栽培するため、農薬や化学肥料、さらには輸送に係る化石燃料の低減など、環境に配慮した持続的な農業を行うことが求められています。

また、都内で地産地消を進める上で、特に、農地のない地域への都内産農畜産物の流通が課題となっています。

④ 地域毎の農業の振興

島しょ地域では、各島の自然環境を活かした農業生産が行われ、農業が基幹産業として重要な位置を占めていますが、高齢化や後継者不足が進んでおり、担い手の確保が重要な課題となっています。また、船舶や航空機による輸送は気象の影響を受けやすく、農産物の安定出荷に向けた流通手段の改善が求められています。

中山間地域では、傾斜地の多い小規模農地で営農が行われており、担い手の高齢化が進む中で、営農意欲を減退させ農地の遊休化を招くこととなる鳥獣被害の発生などが大きな問題となっており、その対策が急務となっています。

都市周辺地域では、総合的に農業の振興を図るべき「農業振興地域」を中心に、営農条件の良いまとまった農地で比較的規模の大きな農業や畜産業が行われており、生産性をさらに向上させるため、引き続き農業基盤整備や栽培施設整備を進めることが必要です。

都市地域では、狭い農地でも効率的かつ高収益な農業が行われていますが、減少する農地を保全するために必要な、都市農地に係る様々な制度改正の早期実現が求められています。

第1節 農業振興の方向

1 目指すべき東京農業の姿

東京は1,300万人を超える人口を抱え、巨大な市場を擁していることから、多様なニーズを迅速かつ的確に把握することができます。また、あらゆる業種・業態の企業や大学・研究機関などが立地し、多様なポテンシャルを有していることが東京の大きな強みです。

この大都市東京で営まれる東京農業を取り巻く社会情勢や都市環境は、大きく変化してきており、今まさに、東京農業が将来に向けて力強く新たな一步を踏み出す絶好の機会を迎えています。

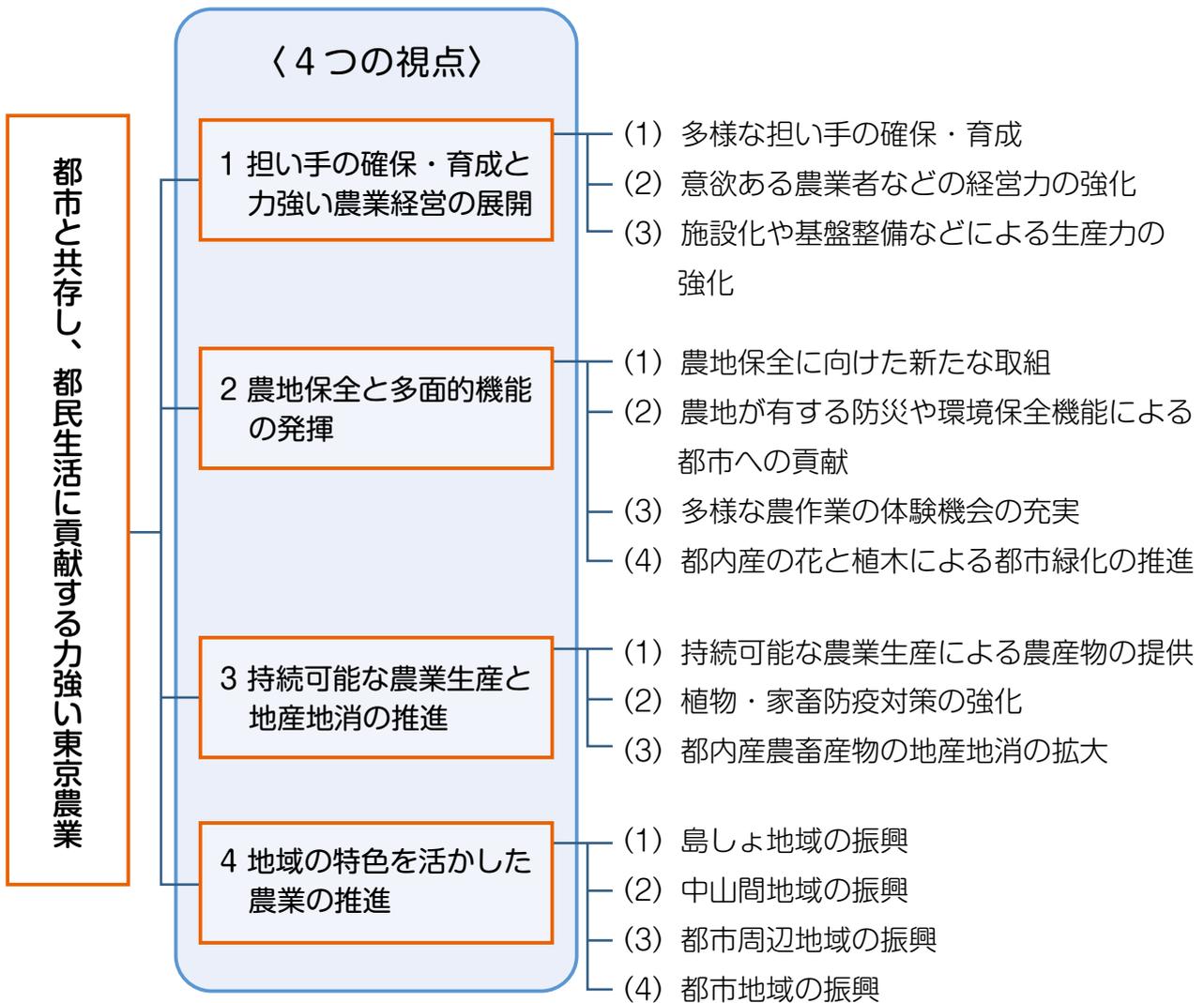
都は、東京農業を魅力ある産業として発展させるために、大都市東京の持つポテンシャルを活かしながら、「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業」を目指して、今後の施策を展開していきます。



2

農業振興の方向と体系

東京農業が抱える課題に対応していくため、4つの視点を中心に、新たな農業振興施策を展開していきます。



第2節 農業振興施策の展開

1

担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開

東京農業を次代に継承していくには、新たな担い手を含む農業後継者の確保・育成と収益性の向上が不可欠であり、都や区市町村、農業団体が一丸となり取り組む必要があります。

(1) 多様な担い手の確保・育成

家族経営を主とする東京農業では、農家の中で後継者が確保されてきましたが、高齢化の進展や担い手不足に対応するため、後継者はもとより、農家出身ではない新規参入者や女性、企業などを新たな担い手として育成していきます。

① 農業後継者や新たな担い手への支援

- 指導農業士^(注)による栽培技術から農業経営に至る総合的な研修を実施し、将来の東京農業を担う農業者を育成します。
- 就農に関する各種情報提供や相談、研修、栽培施設などの整備支援、運転資金などのあっせん、就農後の栽培技術指導などの総合的な支援体制の充実・強化を図っていきます。
- 新規参入者に対しては、農地のあっせんや地域への定着についても農業委員会と連携し支援していきます。



指導農業士による
出荷調整作業の研修

(注) 指導農業士：農業技術や経営管理能力に優れ、農業の担い手への指導活動を行う農業者。東京都では、平成28年12月に20区市町村43名の「東京都指導農業士」を認定した。

② 女性が活躍できる環境の整備

- 新規学卒や他産業から新たに農業を目指す女性を対象として、農業技術や農業機械の取扱いなどのきめ細かな研修を実施するなど、女性が働きやすい環境づくりを推進します。
- 女性が共同経営者として活躍できるよう、家族内での役割分担を明確にする家族経営協定の締結や、夫婦連名での認定農業者の申請を推進します。また、女性農業者のネットワーク作りや能力開発を積極的に支援していきます。

③ 多様な支え手の確保・育成

- 援農ボランティアや農作業受託を行う農業団体などを育成するため、技術講習会を行っていきます。

- 高齢な雇用労働者を受け入れる農家に対し、安全衛生対策などの支援を検討していきます。

(2) 意欲ある農業者などの経営力の強化

さまざまな産業や研究機関が集積する東京の強みを活かし、農業者の創意工夫とチャレンジ精神による生産性向上や高付加価値化の取組を支援するとともに、直売を主体とした少量多品目生産という特徴を踏まえた経営力の強化への取組を支援します。

また、乳製品の加工販売や鶏卵の直接販売など、大消費地に近接するメリットを活かした経営を展開している畜産農家に対しては、酪農教育ファーム^(注)などへの取組も含め、消費者ニーズに積極的に応える取組を支援していきます。

(注) 酪農教育ファーム：酪農体験を通して、食といのちの学びを支援することを目的とし、酪農や農業、自然環境、自然との共存関係を学ぶことができる牧場や農場。

① 先進技術を取り入れた高収益型農業の確立

- 限られた農地で最大の収益を上げるため、ICT^(注)などの先進技術を活用した安定的で生産性の高い環境制御型栽培システムや、収穫物の高品質化を目指した果樹の根域制限栽培^(注)などの先進的な技術開発を進めるとともに、その技術を速やかに農業者へ普及していきます。

(注) ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。農業分野においてもICT導入による栽培環境の制御や生産工程管理などの取組が進んできている。

(注) 根域制限栽培：地面と隔離し盛土した培土に苗を植付け、樹の成長に合わせて設定した灌水を行う栽培方法。培土を盛土することで滞水による湿害の発生がなく、培土量、灌水量および施肥量などにより樹勢を制御するとともに、地面から隔離することで土壌病害による被害を防止する。

② 都内産農畜産物の高付加価値化の推進

- 消費者ニーズや地域の特性を踏まえた新品種の開発に取り組むとともに、新たな栽培技術に挑む農業者グループに対して、技術研修を行うなど、高品質ブランドの確立に向けた取組を推進していきます。
- 古くから伝わる江戸東京野菜^(注)の栽培技術をマニュアル化し、生産者へ普及するとともに、契約栽培などの手法を検討し、安定生産を図ります。
- これらの農産物について、独自のPRや販売方法の検討、加工品などの新商品の開発、地域団体商標^(注)や地理的表示保護制度^(注)を活用した地域ブランド化などによる差別化、高付加価値化の取組を図っていきます。



馬込三寸ニンジン（江戸東京野菜）

(注) 江戸東京野菜：種苗の大半が自給または近隣の種苗商により確保されていた江戸期から昭和中期（40年代前半）までのいわゆる在来種、または在来の栽培方法などに由来する野菜。

- (注) 地域団体商標：地域の名称及び商品の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体が地域団体商標として商標登録を受けることができる。
- (注) 地理的表示保護制度：品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている商品について、その名称を知的財産として保護するもの。国際的に広く認知されており、世界で100カ国を超える国で保護制度を行っている。

③ 創意工夫を凝らした農業経営の実現に向けた支援

- 将来の農業展開のビジョンを持ちながらも、実現するノウハウがない農業者が抱える課題の解決に向けた専門家の助言が受けられる支援体制を強化します。
- 東京の強みを活かした魅力ある農業経営の展開に向け、6次産業化による加工品の開発、マルシェへの出店、農家レストラン^(注)の開設など、創意工夫を凝らした取組を支援していきます。

(注) 農家レストラン：農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業。

④ 農業経営力強化に向けた取組

- 農業者の経営改善計画の作成やその実現に向けた取組について、技術・経営の診断・指導などにより総合的に支援し、経営感覚に優れた認定農業者^(注)を育成します。
- 認定農業者などを中心に、農業経営力の強化に向けたハード・ソフト両面の取組を支援するとともに、認定農業者以外の農家の経営についても底上げする施策を充実していきます。
- 企業的な経営や法人化の進展に伴い、家族以外の労働者を雇用する経営体が増加していることから、労務管理や農作業事故防止などに関する対策の普及啓発を進めていきます。

(注) 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画（農業経営改善計画）が、①区市町村基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合するとして、区市町村から認定を受けた農業者。

⑤ 畜産農家の経営支援

- 酪農ヘルパーの充実などによる労働条件の改善や畜舎周辺環境対策、自給飼料の増産によるコストの低減、生産物の高付加価値化への支援に加え、近隣学校の体験学習の受入など、都民との交流による畜産業への理解促進の支援を強化していきます。

(3) 施設化や基盤整備などによる生産力の強化

少ない労働力や限られた農地を活かし、効率的で生産性の高い農業の展開を図るため、農地の流動化を進めるとともに、地域の実情に応じた施設化や基盤整備を支援していきます。

① 施設化による生産性の向上

- 東京2020大会を契機に、将来にわたり生産性の高い経営を展開できるよう意欲ある農業者などに対し、必要な農業関連施設の整備を支援します。



「樽栽培システム」による
トマトの生産

② 農業基盤整備による農地の利活用促進

- 島しょ地域や中山間地域では、農地の規模や環境などに柔軟に対応した農道、農業用水施設などの整備を進め、農地の利活用を促進するとともに、老朽化した既存の農業基盤施設の改修など、長寿命化に向けた取組を推進していきます。
- 住宅地の中の農地では、防葉シャッターや土埃防止ネットなど住環境に配慮した施設整備、用水路の親水化などによる景観整備、災害時に生活用水を供給する防災兼用農業用井戸の整備などへの支援を進めていきます。

③ 農地流動化による経営基盤の確立

- 市街化区域外では、担い手の規模拡大や新規就農者などの確保・育成のため、「農業経営基盤強化促進法」に基づく農地の流動化を一層進めていきます。
- 市街化区域内については、現在、国において生産緑地の貸借の仕組みが検討されていることから、区市町や各農業委員会、農業団体と連携して、農地の有効活用策や新たな農業経営モデルの検討など、農地流動化に向けた取組を検討します。

2

農地保全と多面的機能の発揮

東京の農地は、都民への農作物の供給の他に、都民に安らぎや潤いを与え、良好な生活環境の形成に役立っています。このような多面的機能を発揮する農地を確実に保全するため、都市政策と連携し、それぞれの状況に対応した農地保全策を検討していく必要があります。

(1) 農地保全に向けた新たな取組

農地が有する防災や環境、教育など多面的機能の更なる発揮により、都民生活に貢献していくため、新たな視点から農地保全のための施策を展開していきます。

① 市街化区域内農地の保全

- 市街化区域内農地の貸借の促進に向けた今後の制度改正を見据え、区市町と連携しながら防災、レクリエーション、福祉・教育などの多面的機能を一層発揮させるための施設などの整備事業の充実を図り、都市農地を保全していきます。
- 生産緑地の買取り後の活用方法を示すモデル農園の整備を行い、そのノウハウを区市に波及させ、自治体による生産緑地の買取りと農的利用による都市農地の保全を促進します。
- 今後の都市農地の制度改正などを見据え、生産緑地の減少抑制と新たな指定の促進に向けた実効性のある取組を検討していきます。



子供たちの収穫体験（日野市）

② 市街化調整区域や農業振興地域などの保全

- 市街化調整区域では、担い手不足や農地の遊休化に対応するため、新規就農者など新たな担い手の確保・育成と、市町村や農業委員会の仲介による農地の流動化を進めていきます。併せて、その地域の状況に柔軟に対応した基盤整備を実施し、地域の活性化を図っていきます。
- 農業振興地域や山村振興地域、島しょ地域などでは、優良な農地を保全し農産物の生産性の向上や高付加価値化を目指した農業用施設の整備を促進するとともに、地域の実情に応じた農道・農業用水施設の保全管理などの事業を実施していきます。
- 人口減少や農業者の更なる高齢化の進展を見据えて、生物多様性の保全や景観形成といった農地の多面的機能を維持するため、地域のコミュニティづくりや農業用水の保全活動などの支援を進めていきます。

③ 小規模農家などへの支援

- 生産緑地法の一部改正により追加指定された小規模生産緑地を保全するため、小規模ながらも農産物を販売する農家の経営改善や多面的機能を一層発揮させる取組をハード・ソフト両面から支援します。
- 農地保全を図るために、小規模農家に対しても、農地の貸借の制度などについて理解促進や普及啓発に取り組みます。

④ 遊休農地などの再生整備

- 農地を借りたい認定農業者や新規就農者が遊休・低利用農地を利活用する際に、伐開・伐根や除れき・客土などの農地再生の取組を支援していきます。

(2) 農地が有する防災や環境保全機能による都市への貢献

農地は都市における貴重なオープンスペースであり、災害発生時の一時避難場所やヒートアイランド現象の緩和などの多面的機能を有しているため、防災や環境保全といった機能のさらなる発揮に向けた支援を行います。

① 農業・農地を活かした防災機能の強化

- 被災時の生活用水確保のための防災兼用農業用井戸やUターン農地^(注)の整備など、防災対策に取り組む区市町や農業者を積極的に支援します。
- 農業用施設を利用した防災訓練の実施や、防災協力農地の一層の指定拡大を図るなど、災害発生時の防災機能を強力に発揮させる取組を支援していきます。



農業用ハウスでの炊き出し訓練
(練馬区)

(注) Uターン農地：農地から、一度、駐車場やアパートなどへ転用した土地を、除れきや客土などにより農地へ復帰させた土地。復帰した農地は、防災協力農地への指定を促していく。

② 環境保全機能の発揮に向けた取組の推進

- 農地などが持つ環境保全機能を都市緑地の保全に関する計画において位置付け、その機能を発揮させる取組への支援を検討していきます。

③ 農地や屋敷林の保全による農業景観の形成

- 都市計画部局と連携し、農地や屋敷林が一体となった地域の農業景観を保全すべき風景として位置付けた「農の風景育成地区制度」^(注)などの活用を促進するとともに、地域住民の参画による景観の保全活動の取組などを支援していきます。

(注) 農の風景育成地区制度：減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐために、都が創設した制度。区市町と協力して農地や屋敷林などが比較的まともに残る地区を指定し、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用することで、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成するもの。

(3) 多様な農作業の体験機会の充実

農作業を体験する場として、市民農園や体験農園、学童農園、福祉農園などに対するニーズは、今後ますます高まるものと考えられるため、多様な目的に応じた農園を整備・充実させていきます。

① 市民農園などの整備

- 市民農園などを開設する区市町村や農業者に対し、施設整備や参加者募集などの広報活動、プログラム作成への専門家派遣、利用者への安全確保の講習会の開催などをハード・ソフト両面から支援していきます。

② 学校教育との連携

- 学童農園を子供たちの農業体験の場として円滑に運営できるよう、学校関係者及び農業者・農業団体と連携し、農作業体験に必要な教材やマニュアルを整備するとともに、農園の管理など農業者の負担を軽減する仕組みを検討していきます。

③ 福祉との連携

- 福祉農園を開設する農業者に対し、農園施設のバリアフリー化や、園芸療法士などの専門家派遣など、ハード・ソフト両面から支援していきます。

(4) 都内産の花と植木による都市緑化の推進

東京では、江戸時代から花き園芸を楽しむ文化や屋敷を彩る植木の生産が行われ、現在の緑化植物生産の礎を築いてきました。農地保全及び都民の良好な生活環境形成の観点から、花や植木の緑が織りなす美しい景観の維持・向上に努めるとともに、都内産の緑化植物を有効に活用する取組を推進します。

① 都内産緑化植物の利用拡大

- 都の公共事業における街路樹などの緑化植物の調達にあたっては、都内の農地で生産された緑化植物の利用を促進し、生産と利用の両面から潤いある緑の創出に取り組みます。

② 新たな緑化技術の開発と普及

- 東京2020大会を契機に、さまざまな都市空間を緑化する技術や夏の暑さを和らげる技術の開発を進め、都内産の花や植木、切葉類、観葉植物など、多様な緑化植物の新たな活用方法を提案・実証展示するなど、都内産緑化植物の需要の喚起と消費の拡大を図ります。



可搬式コンテナ緑化システムの実証試験

③ 地域緑化活動の推進

- 地域で生産される花や植木への理解と利用拡大を図るため、駅周辺・地元商店街などを飾る地域緑化活動の取組などへの支援を検討していきます。

3

持続可能な農業生産と地産地消の推進

世界的に食の安全や環境保全、労働安全などに配慮した農業が求められる中、GAP（農業生産工程管理）^(注)の認証取得の支援と、持続可能な農業生産の普及により、農産物の安全安心の確保と環境に配慮した農業を推進していきます。

また、農業者と消費者の距離が近い東京農業は、消費者ニーズに合った新鮮で安全安心な農畜産物を提供できる強みに加え、輸送に係る二酸化炭素の排出量やコストも抑制できます。これらのメリットを一層活かし、地産地消を推進します。

(注) GAP：Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略称。農産物の安全確保、環境の保全等様々な目的を達成するため、農業者自らが、作物や地域の状況等を踏まえ、①農作業の計画を立て、点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見だし、④次回の作付に活用するという一連の工程管理手法のこと。

(1) 持続可能な農業生産による農産物の提供

食品安全や環境に配慮した持続可能な農業を推進し、都民への安全安心な農産物の提供を一層進めます。

① GAP と環境保全型農業の普及促進

- 農業者への GAP の導入を積極的に推進するとともに、消費者や流通事業者などにも広く PR していきます。
- 都内産農産物の安全性や信用度をさらに高めるため、JGAP^(注)などの認証取得支援に加え、東京が有する特性・強みを活かした持続可能な農業生産を目指す東京都 GAP^(注)制度の構築を検討していきます。
- 化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理や化学肥料の削減など、環境保全型農業技術の開発を進め、その普及を図っていきます。併せて、都のエコ農産物認証制度^(注)を、市場や流通業者に積極的に PR し、取引の促進を図ります。

(注) JGAP：Japan Good Agricultural Practice の略称。食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証であり、わが国独自の国際レベルの GAP 認証。

(注) 東京都 GAP：農業関係法令等に基づき「食品安全」、「環境保全」及び「労働安全」に係る生産上の管理内容や管理手法（点検・評価、改善等）を提示した、農林水産省の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した東京都版の GAP。

(注) 東京都エコ農産物認証制度：都内産農産物において、農薬や肥料の慣行使用基準よりも化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物のこと。削減割合により、25%以上（東京エコ25）、50%以上（東京エコ50）、不使用（東京エコ100）の3区分とし、都が認証する。生産者は、認証マークを付けて販売できる。

② 農畜産物の安全性に関する各種調査・情報発信

- 都内産農畜産物について、農薬残留調査などのモニタリング調査や放射性物質検査を実施し、その結果を都ホームページ上に公開するなど、安全性に関する情報をわかりやすく発信し、消費者の不安を解消していきます。

(2) 植物・家畜防疫対策の強化

気候の温暖化や国際的な人・物の動きの活発化に伴い侵入リスクが高まる植物病害虫や家畜伝染病に対する危機管理体制を充実し、農業者が安心して優良な農畜産物を生産できる環境を整備します。

① 農産物を安心して生産できる環境の整備

- キウイフルーツかいよう病やウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）など、新たな病害虫の侵入と拡散に対応するため、病害虫防除関係機関との連携強化と農業者への情報提供により、進入防止を図るとともに的確かつ効果的な防除対策に取り組みます。

② 家畜防疫体制の充実

- 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの重大な家畜伝染病が国内に侵入するリスクが高まっているため、日頃から農業者に情報提供や注意喚起を行うとともに、農場内の飼養衛生管理状況を良好に保持するための支援、指導を充実し、発生予防対策を進めていきます。
- 国や区市町村、JA などの関連団体との連携を深め、家畜防疫に関する体制強化を図ります。



発生を想定した防疫訓練

③ 農作物の獣害防止対策の強化

- 農業者の営農意欲の低下や、農地の遊休化にもつながりかねない野生獣による被害を地域で一体的に防止するため、農業者の組織化を図り、有害鳥獣の習性に関する講習会を開催するとともに、野生獣の追払いや侵入防止柵などの防除施設の整備、有害鳥獣捕獲などを支援し、総合的かつ効果的な対策を進めます。
- 島しょ地域では、島外から持ち込まれ繁殖した野生獣の根絶に向けた駆除対策を継続するとともに、侵入防止柵など被害防止対策についても検討していきます。

(3) 都内産農畜産物の地産地消の拡大

都民にとっては新鮮で安全安心な農畜産物が入手でき、農業者にとっては都民のニーズに適った効率的な生産が可能となるなど、双方にメリットがある地産地消の更なる拡大を図ります。

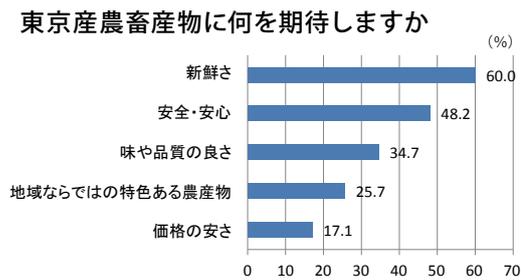
① 地産地消の多様な取組の推進

- 都心部の都民に都内産農畜産物を広めるために農業団体と連携して設置したアンテナショップで、都内産農畜産物の展示販売や情報発信、PR イベントなどを実施します。
- 江戸東京野菜の生産者と飲食店などのマッチングを図るとともに、農業団体との連携を強化し、都民へのPRなどの普及活動を支援していきます。
- 地元の農畜産物を活用した農家レストランなどの開設に向けた取組への支援を検討していきます。

東京産農畜産物に何を期待しますか？

都が平成27年度に行った“インターネット都政モニターアンケート”で「都内産農畜産物に何を期待するか」を聞いたところ、「新鮮さ」(60%)、「安全・安心」(48%)や「味や品質の良さ」(35%)といった品質に関する項目が上位を占めました。

「価格の安さ」よりも身近で生産されている農産物への期待があらわれていると考えられます。



② 学校給食への供給拡大

- 地域の農業者と学校給食関係者との間の連携を強化し、都内産農産物の学校給食への供給を拡大していきます。特に、農地が少ない区部の小中学校に対する供給を拡大するため、新たに、農業団体や学校給食関係者、流通事業者などによる学校給食への供給体制を構築していきます。

③ 情報発信の強化

- WEB や SNS、IoT の活用による発信、PR イベントの開催など、さまざまな手法を効果的に活用し、都内産農畜産物や東京農業の多面的機能などの情報発信を一層強化していきます。

4

地域の特色を活かした農業の推進

東京では、島しょ地域や中山間地域、都市周辺地域、都市地域など、さまざまな環境で農業が営まれており、それぞれの特色や地域資源を活かした農業振興を進める必要があります。

(1) 島しょ地域の振興

島しょ地域では、温暖な気候を活かした切葉・切花や熱帯果樹などの生産が盛んですが、離島という厳しい環境の中で、若者の多くが進学・就職で島を出てしまうことや、生産物の出荷が気象の影響を受けやすいことなどが課題となっており、担い手の確保・育成や安定出荷に向けた取組を進めていきます。

- 不足する農業の担い手を確保するため、U・J・Iターン^(注)者など、新規参入者の募集や、技術研修、農地のあっせんを進めるとともに、住居などの生活基盤の確保に向けた地元町村の取組の支援を検討していきます。
- 農産物の島外への安定出荷に向け、保冷コンテナなどの導入支援や、切葉・切花の鮮度保持技術の研究などを推進していきます。
- 島内の商工業者と連携した加工品の開発など、特色ある農産物の活用に向けた6次産業化の取組を支援していきます。
- 島しょ地域では、島外から持ち込まれた野生獣の根絶に向けた駆除対策を継続するとともに、侵入防止柵など被害防止対策についても検討していきます。(再掲)



切葉の出荷調整技術の研修
(八丈町)

(注) U・J・Iターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

(2) 中山間地域の振興

多摩西部を中心とする中山間地域では、自然環境を活かし、ワサビやユズなどの特産農産物が生産されており、こうした農業と豊かな自然を地域資源として活用した取組を推進していきます。

- 豊かな自然を求めて訪れた都市住民が滞在して農作業を体験できる滞在型農園などの開設を支援していきます。
- 農業者の営農意欲の低下や、農地の遊休化にもつながりかねない野生獣による被害を地域で一体的に防止するため、農業者の組織化を図り、有害鳥獣の習性に関する講習会を開催するとともに、野生獣の追払いや侵入防止柵などの防除施設の整備、有害鳥獣捕獲などを支援し、総合的かつ効果的な対策を進めます。(再掲)

(3) 都市周辺地域の振興

多摩南部から西部を中心とした都市周辺地域は、東京の農業生産の主力となる地域として総合的に農業の振興を図るべき農業振興地域を含む市街化調整区域となっており、生産振興や基盤整備とともに流通対策も推進していきます。

- 栽培施設の整備の支援や、農業・畜産の生産拠点の施設を充実させるとともに、生産される農畜産物を農地のない都心部の学校給食に供給するなど、新たな販路の開拓を推進していきます。
- 農業振興地域では、農地の貸借などによる集約化を進め、経営規模の拡大を図るとともに、農道や農業用水などの基盤整備を進めていきます。

(4) 都市地域の振興

区部や多摩の都市地域では、市街化区域の生産緑地を中心とした農地で農業が営まれており、都民への農産物の供給に加えて、農業・農地が持つ多面的機能をさらに発揮する取組を推進していきます。

- 防災や環境保全、教育、レクリエーション、コミュニティ形成などの多面的機能を発揮させる区市町の取組を支援していきます。
- 積極的に都市農地を確保するため、宅地化した土地を再び優良な農地として再生する際の除れきや客土などによる整備を支援していきます。
- 今後の都市農地に関する国の制度改正を見据え、小規模な生産緑地でも収益性を確保できる新技術の導入や農地の貸借による農地保全など、新たな制度に対応できる施策を検討していきます。

1

都市農業・農地に関する国の動向

都市住民による都市農業・農地への期待が高まる中、農業者や農業団体、関係自治体による要望を受け、国は都市農業・農地を都市に「あるべきもの」として、都市農地が有する多面的な機能を積極的に活かす方向に政策を転換しました。

平成29年2月に生産緑地法の改正案が閣議決定され、生産緑地地区指定にあたって一律500㎡以上とされていた面積要件を地域の状況に応じて緩和できることとされました。

2

制度の改善に係る国への要望

都はこれまでも、都市農業・農地に係る制度の改善について、毎年、国へ要望してきました。また、平成27年3月には、国家戦略特別区域に都市農業の振興と都市農地保全に向けた制度改正の提案を行いました。

都民生活に多くの役割を果たす都市農地が保全され、都市の農業者が将来に向けて安心して農業を継続できるように、引き続き、国へ要望します。

(1) 貸借された生産緑地に対する相続税納税猶予制度の適用

現在、市街化区域内の農地については、「農業経営基盤強化促進法」に基づく農地の貸付けができないため、以下の3点を要望していきます。

- ①保全されるべき農地である生産緑地については、農地所有者が安心して意欲ある農業者に農地を貸すことができるよう、貸借期間を明確に定めた同法に基づく貸付けに相当する制度を創設すること
- ②貸借された生産緑地についても相続税納税猶予制度の対象とすること
- ③「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」や「市民農園整備促進法」に基づき自治体などへ生産緑地を貸し付けた場合も、納税猶予制度を適用すること

また現状では、三大都市圏の特定市において相続税納税猶予制度の適用を受けた生産緑地は、終身営農が義務付けられており、貸し付けた場合には借り主が「主たる従事者(耕作者)」となることから、農地の所有者が死亡した際に相続人は買取り申出ができないことも、貸借を進める上での障害となっています。

このため、相続税納税猶予制度が適用された生産緑地についても、貸し付け期間中に所有者が死亡した場合に相続人が買取りの申出を行えるよう制度を改正することを要望していきます。

(2) 営農に必要な農業用施設用地などへの相続税納税猶予制度の適用

生産緑地は、相続税納税猶予制度の対象となりますが、農業経営上不可欠な集出荷施設や農機具倉庫、畜舎などの農業用施設用地、防風や堆肥確保のための屋敷林や平地林は対象外となっているため、一定の土地利用制限の下で適用を拡大するなど、相続税の負担軽減措置を要望していきます。

(3) 生産緑地の買取り支援

生産緑地法に基づく買取り申出の面積は、都内で年間 50ha 規模に及びますが、農業従事者の死亡などをきっかけに申し出されることから計画的な取得が難しく、また、地価が高く財政的な負担が大きいことから区市が買取り申出に応じることは困難となっています。さらに、他の農家へのあっせんによる買取りも少ないことから、農地の転用による宅地化が進行しています。

買取り申出のあった生産緑地のうち、防災や環境保全、教育などの多面的機能を十分に発揮することが期待できる農地については、一部を公有化するなどして保全していく必要があります。そこで、区市による計画的な生産緑地の買取りに対する財政的な支援を要望していきます。

(4) 新たな物納制度の創設

現行の制度では、相続に伴い国へ物納された市街化区域内の農地は、売却して転用されるため農地として保全されることはありません。

このため、相続税の物納により国有化される市街化区域内農地を自治体に低額で貸し付けし、市民農園として活用させるなど、農的利用を継続できる新たな制度の創設を要望していきます。

都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業を展開していくために、都は、農業者や行政、都民と連携・協力し、東京農業の振興を図ります。

1

農業者や農業団体との連携

都は、農業者や農業団体と連携し、将来にわたり新鮮で安全安心な農産物の生産・供給を継続できるよう、地域の農業生産力や農業経営の向上への施策を講じていきます。

また、農業・農地が持つ多面的機能の発揮により、地域社会に貢献していく取組を、それぞれの役割分担の下、積極的に進めていきます。

2

区市町村との連携

都は、区市町村と連携し、それぞれの地域特性を踏まえた農業振興が図られるよう、きめ細やかな施策の展開を進めていきます。

また、農業・農地をまちづくりの中に位置付け、農地の保全を図っていく取組などについては、都市計画部局と農業部局が連携して総合的な施策を講じるよう、支援していきます。

3

国との連携

都は、国と連携し、さまざまな立地条件と多様な農業経営の下で展開される東京農業が将来にわたり継続できるよう、振興施策の充実に努めていきます。

また、地域の暮らしや環境などに重要な役割を担う多面的機能をより一層発揮させるため、制度改善を要望していきます。

4

都民の協力

都民が東京の農業者の抱える課題を理解し、都内産農畜産物の購入や農業体験などといった行動に表すことは、東京農業を支える大きな力となります。

都は、より多くの都民に東京農業に対する理解と関心を深め、東京農業の応援団となっただけのように、積極的に参画できる施策を展開していきます。

東京農業は、島しょ地域や中山間地域、都市地域など、自然的・社会的条件が異なる環境の下で営まれており、経営規模や経営形態もさまざまです。

このため、農業振興にあたっては、こうした地域特性や経営規模などの違いを前提として、それぞれの特色を発揮して、安定的かつ魅力ある経営展開を図ることが望まれています。

そこで、今後、各自治体で作成する農業振興計画や農業者による経営改善目標を設定する際に指標として活用できるよう、都内各地域で実際に営農が行われている経営事例を基に、目標とする農業所得別の経営モデルを例示しました。

1 経営モデルの設定

経営基盤や地域の社会的条件、担い手の年齢などに応じ、農業所得別の経営モデルを設定しました。

- ① 所得目標 1,000 万円：東京農業をリードする専門的な経営モデル
- ② 所得目標 600 万円：地域の農業を担う経営モデル
- ③ 所得目標 300 万円：農業の広がりを支える経営モデル

また、雇用労働力を導入した大規模な農業経営体や法人などの企業的経営体については、次のモデルを設定しました。

- ④販売目標 5,000 万円以上：法人など企業的な経営モデル

※ 1) 経営形態については、家族経営を基本にしています。

※ 2) 労働時間については、農業者の健康や余暇の時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めることにより、主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間の目標を、おおむね 1,800 時間としています。

2

経営モデルの例示

(1) 東京の農業をリードする経営モデル（所得目標 1,000 万円）

雇用労働力を計画的に取り入れ、東京農業の牽引役として、地域の中核となる農業経営を目指すモデルです。

番号	分類	経営モデルのタイプ	営農モデル	経営耕地 (a) (施設面積 (a)) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	I	施設野菜と露地野菜を組み合わせた直売経営	120 (施設 40) 180	3 + 雇用 1	トマト、キュウリ、スイートコーン、ブロッコリー、ニンジン、キャベツ等	園芸用ハウス、暖房機、予冷库
2	野菜	II	露地野菜と施設野菜の市場出荷や契約出荷を主とした経営	180 (施設 20) 360	3 + 雇用 1	ダイコン、キャベツ、ホウレンソウ、コマツナ、トマト、ブロッコリー等	園芸用ハウス、予冷库、シーダーマルチャー、移植機、野菜洗浄機
3	野菜	II	市場や学校給食への出荷を主としたコマツナ専作経営	50 (施設 40) 300	3 + 雇用 1	コマツナ	園芸用ハウス、予冷库、野菜洗浄機
4	野菜	II	施設野菜を主とした市場出荷や契約出荷を組み合わせた経営	150 (施設 30) 375	3 + 雇用 1	ホウレンソウ、コマツナ、ミズナ、ニンジン等	園芸用ハウス、予冷库、野菜洗浄機
5	花き	I II	直売と市場出荷を組み合わせた鉢物経営	45 (施設 45) 90	3 + 雇用 2	シクラメン、ポインセチア等の鉢物類	園芸用ハウス、暖房機、砕土機、ポッティングマシン
6	花き	II	花壇苗、鉢物類の市場出荷や契約出荷を主とした経営	70 (施設 30) 120	3 + 雇用 2	花壇苗、鉢物類、野菜苗	園芸用ハウス、暖房機、自動かん水装置、播種機、ホイローター、鉢用土混合機、用土置場
7	花き	II	ヒサカキの市場出荷経営	250 (施設 0) 250	3 + 雇用 1	ヒサカキ	スピードスプレーヤー、バックホー、運搬車
8	果樹	I	ナシやブドウの根域制限栽培システムを導入した果樹経営	80 (施設 20) 80	2 + 雇用 3	ブドウ、ナシ	園芸用ハウス、スピードスプレーヤー、防葉シャッター、果樹棚、根域制限栽培システム
9	植木	II	都市緑化に向けた緑化木生産を行う経営	240 (施設 2) 240	3	落葉高木類、低木類全般、中木類全般	育苗ハウス、クレーン付トラック、バックホー
10	植木	II	グランドカバー植物や低木類のコンテナ植木等の生産を行う経営	300 (施設 100) 300	4 + 雇用 3	グランドカバー植物、低木類全般	鉄骨ハウス、自動かん水装置、ホイローター、フォークリフト
11	畜産	II	自給飼料を活用した高能力牛群の飼養と堆肥の生産・販売を行う経営	400 40頭 (経産牛)	2 + 雇用 0.5	生乳、堆肥	牛舎、自動給餌機、ミルクカー、バルククーラー、ふん尿処理施設、ホイローター、粗飼料栽培機械一式

番号	分類	経営モデルのタイプ	営農モデル	経営耕地(a) (施設面積(a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
12	畜産	Ⅱ	採卵鶏と東京しゃも生産を組み合わせた経営	30 3,000羽 (採卵鶏) 1,000羽 (東京しゃも)	2 + 雇用1	鶏卵、東京しゃも、 発酵鶏糞	鶏舎、育すう舎、ふん処理施設、ホイルローダー、直売施設
13	畜産	Ⅲ	酪農と自家製乳製品の直売を組み合わせた経営	50 20頭 (経産牛)	2 + 雇用0.5	生乳、乳製品、堆肥	牛舎、ミルクカー、バルククーラー、自動給餌機、ふん尿処理施設、ホイルローダー、乳加工販売施設
14	複合	Ⅰ	パッションフルーツを主とした施設園芸経営	40 (施設30) 40	2 + 雇用1	パッションフルーツ、マンゴー、レモン、トマト等	園芸用ハウス、果樹棚

《経営モデルのタイプ》

- Ⅰ 直売等を中心とした地産地消に取り組む農業経営 Ⅱ 市場出荷や量販店などへの契約出荷を中心とする農業経営
Ⅲ 生産に加え加工・販売に取り組む農業経営 Ⅳ 豊かな都民生活に貢献する農業経営

(2) 地域の農業を担う経営モデル（所得目標 600 万円）

家族労働力に加え、必要に応じた雇用労働力を導入し、農地や農業用施設などを有効に活用して販路の改善などを図り、農業経営を強化していくモデルです。

番号	分類	経営モデルのタイプ	営農モデル	経営耕地 (a) (施設面積 (a)) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	I	施設野菜の直売や契約出荷を主とした経営	50 (施設 40) 250	3	トマト、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ、江戸東京野菜等	園芸用ハウス、暖房機、予冷庫
2	野菜	I	共同直売所や庭先直売、量販店、学校給食など多様な出荷による野菜経営	60 (施設 20) 120	3	トマト、キュウリ、インゲン、葉茎菜類、スイートコーン、ダイコン他	園芸用ハウス、暖房機、予冷庫、直売施設
3	野菜	I II	トマト養液栽培を主とした契約・直売経営	50 (施設 30) 60	3 + 雇用 1	トマト、キュウリ	園芸用ハウス、養液栽培施設、暖房機、ヒートポンプ
4	野菜	II	コマツナやホウレンソウなど葉物野菜を主とした市場出荷経営	50 (施設 40) 250	2	コマツナ、ホウレンソウ、エダマメ	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機
5	野菜	II	市場や学校給食への出荷を主としたコマツナ専作経営	40 (施設 30) 180	2	コマツナ	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機
6	野菜	II	コマツナとエダマメの市場出荷を主とした経営	60 (施設 30) 240	2	コマツナ、エダマメ	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機
7	野菜	II	つまものを主とした市場出荷経営	30 (施設 20) 80	3	つまもの	園芸用ハウス、予冷庫、荷造り調整施設
8	野菜	II	露地野菜の市場出荷を主とした経営	120 (施設 0) 240	3	キャベツ、ブロッコリー、ダイコン、ホウレンソウ、ニンジン等	移植機、予冷庫、洗浄機
9	野菜	II	直売と市場出荷を組み合わせた野菜経営	80 (施設 20) 160	3 + 雇用 0.5	トマト、キュウリ、コマツナ、ホウレンソウ、ダイコン等	園芸用ハウス、暖房機、予冷庫、野菜洗浄機
10	野菜	II	加工用を主としたアシタバの経営	200 (施設 0) 200	2	アシタバ	バックホー
11	野菜	III	ワサビの生産と加工販売を主とした経営	50 (施設 2) 50	2	ワサビ、加工品	育苗ハウス、加工施設、販売施設
12	野菜	III	野菜の直売と農産物の加工販売を組み合わせた経営	80 (施設 20) 120	2 + 雇用 1	トマト、ナス、キュウリ、ダイコン、サトイモ、加工品（菓子、惣菜）	園芸用ハウス、暖房機、予冷庫、加工施設、販売施設
13	野菜	IV	農業体験農園と野菜の直売を主とした経営	65 (施設 10) 90	3	トマト、キュウリ、キャベツ、ホウレンソウ等	園芸用ハウス、体験農園施設
14	花き	I	花き類の直売と市場出荷を組み合わせた経営	50 (施設 30) 120	2 + 雇用 1	鉢物類（シクラメン等）、花壇苗、野菜苗	園芸用ハウス、暖房機、自動かん水装置、培土消毒器、ホイローダー、ポットティングマシン、播種機

番号	分類	経営モデルのタイプ	営農モデル	経営耕地(a) (施設面積(a)) 作付面積(a)	労働力(人)	主な品目	主な施設・機械
15	花き	I	切花を中心に共同直売所や量販店への出荷を主とした経営	60 (施設 40) 120	4 + 雇用 1	ユリ、ストック、アスター、トルコギキョウ、その他切花	園芸用ハウス、予冷庫、自動液肥混入機
16	花き	II	鉢物類、花壇苗の市場出荷を主とした経営	80 (施設 20) 160	2 + 雇用 0.5	鉢物類、花壇苗	園芸用ハウス、暖房機、自動かん水装置、培土消毒機、ホイルローダー、ポットティングマシン、播種機
17	花き	II	切花の市場出荷経営	60 (施設 60) 60	2	バラ	園芸用ハウス、暖房機、養液供給装置、予冷庫
18	花き	II	ブバルディアの市場出荷を主とした経営	100 (施設 50) 100	2	ブバルディア、フリージア、ハラン等	園芸用ハウス、予冷庫、ホイルローダー
19	花き	II	フェニックス・ロベレニー(切葉)の市場出荷経営(露地と施設の組み合わせ)	140 (施設 40) 140	2	フェニックス・ロベレニー	ネットハウス
20	花き	II	切葉類の市場出荷経営	30 (施設 30) 30	2	レザーファン、ルスカス、キキョウラン等	園芸用ハウス
21	花き	II	ヒサカキの市場出荷経営	100 (施設 0) 100	2	ヒサカキ	運搬車
22	花き	II	観葉鉢物の市場出荷経営	100 (施設 50) 100	2	フェニックス・ロベレニー、シェフレラ類、フィカス類、ヤシ類等	園芸用ハウス、ネットハウス
23	果樹	I	施設ブドウを主とした果樹経営	50 (施設 20) 50	2	ブドウ、ナシ	園芸用ハウス、スピードスプレーヤー、防薬シャッター、果樹棚、根域制限栽培システム
24	果樹	I	ナシ、ブドウを主とした果樹経営	80 (施設 0) 80	2 + 雇用 0.5	ナシ、ブドウ、キウイフルーツ	スピードスプレーヤー、スイングスプリンクラー、果樹棚、防薬シャッター、根圏制御栽培システム
25	果樹	I	キウイフルーツを主とした果樹経営	80 (施設 10) 80	3	キウイフルーツ、ブドウ、カキ	スピードスプレーヤー、果樹棚、防薬シャッター、保冷庫、直売施設、チップパー
26	果樹	IV	果樹の観光摘み取り園を主とした経営	80 (施設 0) 80	2 + 雇用 0.5	ナシ、ブドウ、ブルーベリー	スピードスプレーヤー、かん水設備、果樹棚、防鳥網、直売施設
27	植木	II	グランドカバー植物や低木類のコンテナ植木等の生産を行う経営	220 (施設 20) 220	2 + 雇用 2	グランドカバー植物、低木類全般	園芸用ハウス、自動かん水装置
28	植木	II	緑化木生産を主とした植木経営	300 (施設 6) 300	2.5	落葉高木類、低木類全般、中木類全般	園芸用ハウス、クレーン付トラック
29	畜産	I	地域資源のリサイクルに取り組む養豚経営	30 500頭 (肉豚)	2	肉豚、堆肥	豚舎、ふん尿処理施設、飼料調整施設、ホイルローダー

番号	分類	経営モデルのタイプ	営農モデル	経営耕地(a) (施設面積(a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
30	畜産	I	採卵鶏の飼養と鶏卵の直売を行う経営	30 5,000羽 (採卵鶏) 1,000羽 (東京うこっけい)	2 + 雇用1	鶏卵、発酵鶏ふん	鶏舎、ふん処理施設、直売施設
31	畜産	II	黒毛和種の繁殖を主とした経営	150 30頭 (繁殖牛)	1 + 雇用0.5	子牛、堆肥	牛舎、ふん尿処理施設、ホイルローダー
32	畜産	II	トウキョウXの一貫経営	30 30頭 (母豚)	2	トウキョウX、堆肥	豚舎、ふん尿処理施設、自動給餌機、ホイルローダー
33	畜産	II	黒毛和種の肥育を主とした経営	100 50頭 (肥育牛、繁殖牛)	2	肉用牛、堆肥	牛舎、ふん尿処理施設、ホイルローダー
34	畜産	II	トウキョウXと一般豚を組み合わせた一貫経営	30 15頭 (トウキョウX母豚) 25頭 (一般豚母豚)	2	トウキョウX、一般肉豚、堆肥	豚舎、ふん尿処理施設、自動給餌機、ホイルローダー
35	畜産	III	採卵鶏と鶏卵加工品の直売を組み合わせた経営	50 3,000羽 (採卵鶏)	2 + 雇用0.5	鶏卵、鶏卵加工品	鶏舎、ふん処理施設、加工施設、直売施設
36	茶	III	小売り販売を主とした生葉・製茶の一貫経営	150 (施設0) 150	2	茶	乗用摘採機、防霜ファン、製茶機器、販売施設
37	複合	I	パッションフルーツを主とした施設園芸経営	30 (施設20) 30	1 + 雇用1	パッションフルーツ、マンゴー、レモン、トマト等	園芸用ハウス、果樹棚
38	複合	I II	野菜、切花、果樹の量販店等契約出荷、学校給食、直売を主とした経営	80 (施設20) 160	3 + 雇用1	トマト、キュウリ、エダマメ、スイートコーン、切花類、ブルーベリー	園芸用ハウス、予冷庫、暖房機
39	複合	IV	観光農園と直売を組み合わせた複合経営	80 (施設0) 80	2 + 雇用0.5	ブルーベリー、キウイフルーツ、野菜類等	防鳥網、加工施設、直売施設、食体験施設

《経営モデルのタイプ》

- I 直売等を中心とした地産地消に取り組む農業経営 II 市場出荷や量販店などへの契約出荷を中心とする農業経営
 III 生産に加え加工・販売に取り組む農業経営 IV 豊かな都民生活に貢献する農業経営

(3) 農業の広がりを支える経営モデル (所得目標 300 万円)

家族経営により、所有する農地や農業用施設、農機具などを最大限に活用して、地域の特徴を活かした農業経営を確立させていくモデルです。

番号	分類	経営モデルのタイプ	営農モデル	経営耕地 (a) (施設面積 (a) 作付面積 (a))	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	I II	共同直売所や庭先直売、量販店、学校給食など多様な出荷による野菜経営	60 (施設 5) 100	2	トマト、キュウリ、コマツナ、カブ、ブロッコリー、キャベツ、江戸東京野菜等	園芸用ハウス、予冷庫
2	野菜	I IV	多品目野菜の直売と観光農園を組み合わせた経営	50 (施設 10) 70	2.5	トマト、キュウリ、コマツナ、ホウレンソウ等、ブルーベリー	園芸用ハウス、直売施設
3	野菜	II	果菜類を主とした市場出荷経営	50 (施設 20) 80	2	トマト、キュウリ、野菜苗	園芸用ハウス、予冷庫
4	野菜	II	市場や学校給食への出荷を主としたコマツナ専作経営	25 (施設 20) 120	2	コマツナ	園芸用ハウス、予冷庫
5	野菜	II	ワサビの市場出荷を主とした経営	50 (施設 2) 50	2	ワサビ	育苗ハウス
6	野菜	II	アシタバの市場出荷を主とした経営	80 (施設 0) 80	2	アシタバ	袋詰機
7	野菜	III	野菜の直売と農産物の加工販売を組み合わせた経営	50 (施設 10) 80	2.5	スイートコーン、ダイコン、サトイモ、加工品 (菓子、惣菜)	園芸用ハウス、加工施設、予冷庫
8	野菜	IV	農業体験農園と野菜の直売を主とした経営	50 (施設 0) 60	2	トマト、ナス、ホウレンソウ	園芸用ハウス、体験農園施設
9	花き	II	花壇苗・鉢物類を主とした市場出荷経営	40 (施設 10) 80	2	花壇苗、鉢物類	園芸用ハウス、自動かん水装置、ホイローター、播種機
10	花き	II	切葉類の市場出荷経営	40 (施設 20) 40	1	キキョウラン、ルスカス、レザーファン等	園芸用ハウス
11	花き	II	ヒサカキの市場出荷経営	50 (施設 0) 50	1	ヒサカキ	運搬車
12	果樹	I	ナシ、ブドウを主とした果樹経営	30 (施設 0) 30	2 + 雇用 0.5	ナシ、ブドウ、キウイフルーツ、カキ	スピードスプレーヤー、果樹棚、かん水施設、直売施設、防葉シャッター
13	果樹	III	ウメ、ユズ、カキ等の生産と加工、販売を主とした経営	60 (施設 0) 60	2	ウメ、梅干、柑橘類、カキ	加工施設、直売施設
14	果樹	IV	ブルーベリーの摘み取りと直売を主とした果樹経営	40 (施設 0) 40	2	ブルーベリー	防鳥網、直売施設

番号	分類	経営モデルのタイプ	営農モデル	経営耕地(a) (施設面積(a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
15	植木	Ⅱ	緑化木生産を主とした植木経営	100 (施設 5) 100	1.5	落葉高木類、低木類 全般、中木類全般	園芸用ハウス、クレーン付トラック
16	作物	Ⅲ	ソバ、コムギ、ダイズ等の生産、加工、販売経営	60 (施設 0) 90	2	ソバ、コムギ、ダイズ	コンバイン、加工施設、食体験施設
17	複合	I	切花と多品目野菜の直売経営	40 (施設 5) 60	2	切花類、野菜類	園芸用ハウス、暖房機、直売施設
18	複合	I	庭先販売を主とした東京うこっけいと野菜の複合経営	50 (施設 5) 100羽 60a	2	東京うこっけい、 トマト、キュウリ、 キャベツ、ブロッコリー、 コマツナ等	鶏舎、堆肥舎、直売施設
19	複合	I II	サヤエンドウや切葉類の市場出荷を主とした複合経営	30 (施設 20) 40	1	サヤエンドウ、切葉類、 枝もの類等	園芸用ハウス
20	複合	IV	パッションフルーツ、レモンとトマトの複合経営	30 (施設 10) 40	2	パッションフルーツ、 レモン、トマト	園芸用ハウス、果樹棚

《経営モデルのタイプ》

- I 直売等を中心とした地産地消に取り組む農業経営 II 市場出荷や量販店などへの契約出荷を中心とする農業経営
 III 生産に加え加工・販売に取り組む農業経営 IV 豊かな都民生活に貢献する農業経営

(4) 法人など企業的な経営モデル（販売目標 5,000 万円以上）

雇用を積極的に取り入れた大規模な農業経営体や法人化による雇用労働力の安定確保と、高い収益性を目指すモデルです。

番号	分類	経営モデルのタイプ	営農モデル	経営耕地 (a) (施設面積 (a)) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	Ⅱ	コマツナ等、水耕葉物野菜の高度集約経営	40 (施設 40) 480	3 + 雇用 4	コマツナ、サラダ菜、ミニセロリ等	園芸用ハウス、水耕施設、調整・梱包施設、予冷庫
2	野菜	Ⅱ	施設野菜と露地野菜を組み合わせた市場出荷経営	250 (施設 60) 650	6 + 雇用 7	コカブ、ホウレンソウ、ミズナ、サトイモ、ニンジン	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機、かん水用井戸
3	花き	Ⅱ	特産花き、観葉鉢物の法人経営	500 (施設 80) 500	3 + 雇用 5	フェニックス・ロベレニー、観葉鉢物	園芸用ハウス、用土置場
4	植木	Ⅱ	緑化木の生産・流通を行う経営	500 (施設 50) 500	2 + 雇用 1	落葉高木類、低木類全般、中木類全般	育苗ハウス、クレーン付トラック、バックホー
5	畜産	Ⅱ	搾乳ロボットを取り入れた酪農経営	300 100 頭 (経産牛)	3 + 雇用 2	生乳、堆肥	牛舎、搾乳ロボット、バルククーラー、TMR 給餌機、ふん尿処理施設
6	畜産	Ⅲ	乳製品の加工を行う法人経営	-	2 + 雇用 4	乳製品	パステライザー、充填機、アイスクリーマー、冷蔵・冷凍庫、ショーケース
7	加工	Ⅲ	地場農畜産物の加工、販売を行う法人経営	-	3 + 雇用 3	加工品（惣菜、弁当）	ショーケース、ガス自動フライヤー、コールドテーブル、冷蔵庫

《経営モデルのタイプ》

- Ⅰ 直売等を中心とした地産地消に取り組む農業経営 Ⅱ 市場出荷や量販店などへの契約出荷を中心とする農業経営
Ⅲ 生産に加え加工・販売に取り組む農業経営 Ⅳ 豊かな都民生活に貢献する農業経営

今回のプランに関連する、先進的・特徴的な事例について、各施策ごとに紹介します。

I

担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開

(i) 多様な担い手の確保・育成

◇ 農業後継者や新たな担い手への支援

島しょ地域の担い手研修

島しょ地域では、進学や就職で島を出る若者が多く農業の担い手不足が深刻なことから、担い手育成に力を入れています。

八丈町は、平成 20 年 4 月に「農業担い手育成研修センター」を開設、神津島村は、平成 25 年 4 月に「田の沢農業研修施設」を開設、大島町は平成 27 年 4 月に「新規就農者支援研修センター」を開設し、地元の先輩農業者が講師となって技術研修を行うなど、新規就農者の確保育成への積極的な取組が各島で広がっています。



新規就農者支援研修センター
(大島町)

「農ある島暮らし体験」

東京都島しょ振興公社では、農業に興味・関心のある方を対象に、島での仕事や暮らしが体験できる、3泊4日程度の島しょ地域の定住促進に係るモニターツアーを各島の町村役場と連携して行っています。

参加者に島内のベテラン農家が農作業を指導したり、農業に対する想いを直接伝えたりするなど、充実した体験プログラムとなっています。また、島民との交流機会が多く設定され、島での生活面の情報も提供されるため、島暮らしをより具体的に考えるきっかけとなっており、実際に定住した参加者が増えてきています。



伊豆大島農ある島暮らし体験
(28年11月)
(パッションフルーツ定植作業の体験)
(写真：大島町役場提供)

◇ 女性が活躍できる環境の整備

女性の活躍に向けて

足立区では、認定農業者の共同申請に積極的に取り組んでおり、区内認定農業者 29 経営体のうち 26 経営体が共同申請を行っています。(平成 27 年度末現在)

また、普及センターでは、女性の経営能力向上に向け、野菜・花き栽培や農産加工などの技術実習に加え、経営講座や視察研修などを年間 5 回開催しています。

その結果、女性農業者同士の情報交換が活発になり、直売の新たな品目を増やして収入の向上につなげた事例も見られます。



共同申請の認定証交付式
(足立区)

都市農業はこんなに元気です！

小平市の「にごりや農園」は、生産している野菜の直売だけでなく、地下の“むろ”を使ったウドの収穫体験やカシワの葉を収穫することから始める柏餅作り教室など、四季折々の野菜や果実を使ったさまざまな取組を、家族 5 人で行っています。

また、農産物加工施設を整備して、生産した野菜や果実の加工を行うだけでなく、近隣の農業者からの農産物加工品製造委託を手がけるなど、幅広く活躍しています。

さらに、家族経営協定を締結して家族の役割分担を明確にし、女性農業者による起業など、都市農業の新たなビジネスモデルとして注目されています。



ウドむろでの収穫体験

◇ 多様な支え手の確保・育成

都内各地でお手伝いします！

都内各区市町村で援農ボランティア制度の取組が広がっていますが、農業の担い手不足は続いていることから、公益財団法人東京都農林水産振興財団では、平成 25 年度から区市町村の枠を超えて農作業の手伝いを行う「広域援農ボランティア」の登録と派遣を行っています。

幅広い年代のボランティアが、都内各地の農地で種まきや植付け、間引き、除草、収穫などの農作業を手伝っています。

農地のない地域からの参加者もあり、ボランティアをきっかけに東京農業への理解を深めてもらえる良い機会となっています。



援農ボランティアによる
収穫作業の支援

(ii) 意欲ある農業者などの経営力の強化

◇ 先進技術を取り入れた高収益型農業の確立

東京農業イノベーションプロジェクト

東京都農林総合研究センター（以下「都農総研」）は、民間企業や都立産業技術研究センターなどと連携し「東京農業イノベーションプロジェクト」を立ち上げ、限られた農地面積でも収益性の高い農業経営を実現する「東京型統合環境制御生産システム」の開発に取り組んでいます。このシステムは、作物の生育環境要因（温度、湿度、光、二酸化炭素、水、肥料等）をコンピューターで統合的に制御することで、高収量と高品質化を可能とする農工融合型の新しい生産技術です。また、都農総研独自で、廃液が出ず環境負荷が小さい、都市農業向きの養液栽培システムも開発しました。

平成 29 年度から生産者等に公開し、普及を進めて行く予定です。



東京型統合環境制御
生産システム

◇ 都内産農畜産物の高付加価値化の推進

東京ブランドの農畜産物

都内各地でブランド化に向けた取組が行われています。

八王子市では、昔から栽培されてきた「八王子ショウガ」のブランド化に向け、生産者グループと市内加工業者が連携して加工品の製造販売を行っています。

昭島市では、昭和初期から栽培が始まったとされる「拝島ネギ」を地域の特産品とするため、市とJA、普及センターが連携して、品質・規格統一や増産への取組を始めました。

東京都農林総合研究センターでは、糖度が高く酸味が低いキウイフルーツ「東京ゴールド」、周年栽培できるワケネギ「東京小町」、露地栽培に適したイチゴの「東京おひさまベリー」（品種登録申請中）などの新品種が育成され、地域への普及が始まっています。



キウイフルーツ
「東京ゴールド」



イチゴ
「東京おひさまベリー」



ワケネギ
「東京小町」

◇ 創意工夫を凝らした農業経営の実現に向けた支援

新しい農業経営へのチャレンジを応援します！

都では、「チャレンジ農業支援センター」を設置し、新たな農業経営を展開しようとする農業者へ、経営診断や流通、食品加工などの専門家を派遣しています。

水耕栽培による高品質イチゴの生産を行う「加藤農園」（練馬区）では、事業を活用してロゴマークの作成やホームページの開設、都心部でのマルシェへの出店といった販売戦略を展開しています。

また、環境制御ハウスで高品質トマトを生産する「ファーム柳沢」（西東京市）では、専門家のアドバイスに基づき、のぼりやリーフレット、販売袋を作成しました。販売戦略も検討し、これまでの直売所中心の販売から、量販店や学校給食、通信販売など、販路を拡大しています。



マルシェへの出店のようす



販売促進用のリーフレット

地域の新商品開発（近年の主な取組）**【アメリカイモ（新島村）】**

古くから島民の主食として生産されてきた“アメリカイモ”をあらためて生産し、島内酒造業者と連携して焼酎を製造、販売を開始しました。

**【ティ・リーフ（八丈町）】**

以前から観葉植物として栽培していたコルディリーネの一種の“ティ・リーフ”を、花き関係業者などと連携し、フラダンスで使うレイなどの装飾素材として出荷しています。

**【八丈フルーツレモン（八丈町）】**

戦前に導入されていたレモンの安定生産技術を都島しょ農林水産総合センターが確立させ、“八丈フルーツレモン”としてブランド化するとともに、JA 東京島しょ八丈島女性部がジャムの製造販売を開始しました。

**【パッションフルーツ（都食品技術センター）】**

都内民間企業と共同して、島しょ地域を中心に生産されるパッションフルーツの果実酢の製造技術を開発しました。この技術により、パッションフルーツドレッシングが製品化されました。

**農産物直売所と温泉のコラボレーション**

あきる野市の秋川渓谷にある温泉施設「瀬音の湯」に併設された物産販売所「朝露」では、地元産農産物や農産加工品を販売しています。

都内の温泉で新鮮な地元産農産物が購入できるとあって人気の高い直売所です。この付近は山間地域であり自給自足的な農業が中心でしたが、この直売所ができたことで農産物を地元に出荷することができるようになり、地域の農業が活気づいています。



物産販売所「朝露」

◇ 農業経営力強化に向けた取組

東京都の農業法人経営

立川市の「須崎園」は、植木の生産販売を行う有限会社として昭和49年に設立され、設立当初から従業員の労災保険や雇用保険等の労働条件を整えて経営しています。

代表者の技術と人柄に魅かれ、全国から植木生産者が研鑽のために集まります。ここで働きながら技術習得して将来就農を目指す研修生は、正規の従業員として他の従業員と同様の労働条件で雇用されることから、安定的な労務環境で安心して技術を身に着けることができます。



技術習得に励む研修生

◇ 畜産農家の経営支援

先進的な東京の酪農

酪農経営は給餌や搾乳など日々欠かせない作業が多いため、省力化の取組が必要です。

瑞穂町の「清水牧場」では、牛舎の改修を機に搾乳と哺乳のロボットを導入しました。作業に拘束される時間が短縮され、自給飼料の生産に充てる時間や労働力が確保されたことから、都内最大級の酪農経営が実践されています。

また、東京都酪農業協同組合では、より多くの都民に東京の酪農をPRするため、都内各地のイベントで、牛乳の試飲販売や、東京産牛乳を使った菓子、ジェラートなどを販売する移動販売車を導入しました。



導入された移動販売車

(iii) 施設化や基盤整備などによる生産力の強化

◇ 施設化による生産性の向上

日野を樽トマトの産地に～日野市施設園芸研究会の取組～

日野市施設園芸研究会では、メンバー全員がヤシ殻培地を樽容器に入れて養液栽培を行う「樽栽培システム」を導入し、高品質トマトの生産を目指しています。

「樽栽培システム」は、土の代わりにヤシ殻を使うため土壌消毒が不要で、養液栽培のため、かん水や肥料の調整がしやすく、省力化しながら高品質化を図ることができます。

研究会では、メンバーそれぞれで栽培時期をずらし、消費者に高品質の樽トマトを年間通じて提供できるよう、お互いに情報交換しながら栽培技術の向上に取り組んでいます。

「樽栽培システム」による
トマトの生産

◇ 農業基盤整備による農地の利活用促進

地域資源をよみがえらせる基盤整備

都は、農業用水の確保や安全性向上を目的とした農業水利施設の維持・保全や、自然など地域の諸条件を考慮した、総合的な基盤整備を支援しています。

八丈町では、農業用パイプハウスなどの栽培施設が増えており、農業用水の確保が重要です。このため、島しょ地域特有の海水を含んだ風によって劣化してしまった農業用水槽などの農業水利施設の長寿命化工事を行うことで、農業用水の安定的な供給に努めています。

日の出町では、遊休農地で体験農園や市民農園を整備するなど、農業や自然にふれあえる場を創出するとともに、人と農のつながりによる交流を進めています。



農業用水槽（八丈町）
（上：改修前、下：改修後）

持続可能な農業を支える基盤整備

都は、農業用水路や管路などの整備、営農条件を改善するための農地整備、農産物などを運搬するための農業用道路整備などを支援しています。

神津島村では、狭小で未舗装であった農業用道路の拡幅整備や老朽化した舗装の補修・改修など、営農条件の改善を図り、農業者が働きやすい環境づくりを進めています。

農業用道路は、通作や農産物などの運搬以外に、交通の改善による利便性の向上や地域間のコミュニティの円滑化など、地域の重要な役割を担っています。



農業用道路（神津島村）
（上：整備前、下：整備後）

◇ 農地流動化による経営基盤の確立

農地パトロール～農地の遊休化や違反転用を防ぎます～

武蔵野市農業委員会では、毎年9月を「農地パトロール月間」として、農業委員やJA、農業委員会事務局が連携し、市内全ての農地の利用状況を一齐に調査し、農地を適正に利用するための指導を行っています。

毎年、調査では、全ての農地の写真を撮るとともに位置を地図に記録し、地番、所有者、利用状況などとあわせて管理するとともに、その結果を全ての農家に報告し、更なる有効活用を呼びかけています。

こうした農業委員会の地道な努力が、地域の農業を支える基礎となっています。



農地パトロールのようす

II

農地保全と多面的機能の発揮

(i) 農地保全に向けた新たな取組

◇ 市街化区域内農地の保全

農地の持つ多面的機能の発揮～都市農地保全支援プロジェクト～

都は、農地の持つ多面的機能をより発揮させる基盤整備を行い、貴重な都市農地の保全を図っています。

稲城市では、市街化の進展により住民への配慮がより必要となっていることから、市内の果樹畑への農薬飛散防止のための防薬シャッターなどの設置を進めています。

こうした農地保全策により、安定的な営農と都市農地の保全を図ることが可能となり、稲城市のブランド果樹である、梨の‘稲城’や、ぶどうの‘高尾’の生産意欲の向上にもつながっています。



周辺への農薬飛散を防ぐ防薬シャッター（稲城市）

◇ 市街化調整区域や農業振興地域などの保全

山村地域の農業振興

都は、山村・島しょ地域の農業の振興を図るため、地域に応じた農産物の生産・流通に必要な施設整備の支援を行っています。

奥多摩町では、特産品として「奥多摩わさび」が江戸時代から栽培されていますが、急傾斜地の沢沿いに立地しているワサビ田で栽培されることから、農業者にとって大変な重労働となっています。このことから、高齢化する農業者に対応するとともに、生産量の維持・増加、遊休農地の発生を防ぐため、栽培用の資材や収穫物の運搬用モノレールの設置を進めています。



運搬用モノレール（奥多摩町）

東京 NEO-FARMERS! ～新しい東京農業への挑戦～

これまで、農地が全国一少ない都内での新規就農は難しいとされてきましたが、市町村や農業委員会、東京都農業会議などの連携によって非農家出身者の新規就農が実現し、その人数は次第に増えています。

この新規就農者や様々な立場の応援団が集まり、有志グループ「東京 NEO-FARMERS!（ネオ・ファーマーズ!）」が平成24年9月に結成され、都内スーパーへの常設売場や、マルシェへの進出など、新たな視点からの新しい農業にも挑戦しています。



「東京 NEO-FARMERS!」の常設売場

◇ 遊休農地などの再生整備

農地を再生して地域の農業を活性化します

都では、意欲的な農業者の規模拡大や新規就農者による農地の有効活用を促進するため、遊休・低利用農地の再生を支援する「ストップ遊休農地再生事業」を実施しています。

八丈町では、この取組により再生された農地で、若手農業者が加工用アシタバの生産を積極的に拡大するなど、遊休・低利用農地の発生防止・解消はもとより、地域農業の活性化にもつながっています。



再生作業中の農地
(八丈町)

(ii) 農地が有する防災や環境保全機能による都市への貢献

◇ 農業・農地を活かした防災機能の強化

都市農地で炊き出し訓練～農地が持つ防災機能を検証～

練馬区の農業体験農園「緑と農の体験塾」では、農地の防災機能を区民に理解してもらうことを目的に、農業用ハウスでの炊き出し訓練を行っています。訓練では、体験農園で作られた野菜と練馬区が提供した備蓄アルファ米を使って、参加者の協力のもと、豚汁 400 人分などを調理・配給しました。

都市の農業・農地は、災害発生時の延焼防止や避難スペース、被災者の食の確保といった防災機能など、多くの機能を持ち合わせています。都では、こうした都市の農地が持つ防災機能の強化に向けた取組を積極的に支援していきます。



農業用ハウスでの炊き出し訓練
(練馬区)

◇ 環境保全機能の発揮に向けた取組の推進

都市に残された貴重な地域資源の保全に向けた取組

羽村市西部の多摩川左岸の「根がらみ前水田」は市内唯一の水田地帯で、都心から近い場所でありながら田園風景を残しています。この地域の農道や農業用水路の保管理は用水組合が行っていましたが、農業者の高齢化や後継者不足に加え、施設の老朽化も進むなど、維持管理に苦慮していました。

羽村市では、貴重な地域資源である水田の風景を将来に引き継いでいくため、水路や農道の点検、草刈り、泥上げなどの保全活動を継続的に行う体制整備を支援しています。こうして水田農業の持続だけでなく、水田での農業体験やチューリップまつりの開催など、地域の活性化に向けた取組が行われています。



「根がらみ前水田」チューリップまつり
(羽村市)

◇ 農地や屋敷林の保全による農業景観の形成

都市の中の農業・農地を活かしたまちづくり

都は、都民、農業者と自治体が連携して行く、都民の暮らしとまちづくりに農業・農地を活かすための取組を支援し、東京の貴重な都市農地の保全を図っています。

比較的農地が残る世田谷区は、区民の農地保全に対する関心も高い地域です。区内には、世田谷の農村風景の典型的なイメージと昔ながらの小川を復元した区立次大夫堀公園があることから、区では、農業・農地のあるまちが楽しめる散策案内サインや庭先直売所、防災兼用農業用井戸、土埃防止ネットなどの設置によって、地域の農ある風景の維持・保全を図り、農業者の営農意欲につなげる取組を行いました。



農業・農地のあるまちが楽しめる、散策案内サイン

(iii) 多様な農作業の体験機会の充実

◇ 市民農園などの整備

都市に根付く農業体験農園

農業体験農園は、農家自らが開設・運営し、利用者が年間継続した農作業を体験できる農園で、この方式は練馬区から始まりました。近年では、コミュニケーションの場としても利用されるなど、進化してきています。

西東京市の農業体験農園「トミー倶楽部」では、農業体験の他に、園主が所有する蔵を改築し、利用者への講習を行う他、近隣の小学生や老人ホームの入居者に地域の農業に関する講習会や野菜のプランター栽培の講習を行っています。また、市役所や農園利用者、消防署、自衛隊が協力して、炊き出し等の防災訓練を行うなど、幅広い活動が行われています。



体験農園園主所有の蔵を改築した施設

地域の農業、自然、歴史、文化の体験施設

あきる野市では、児童数の減少によって閉校となった旧戸倉小学校を、体験・宿泊・飲食・展示の機能を備えた滞在型体験研修施設「戸倉しろやまテラス」として改修しました。

自然、歴史、文化などの地域資源を活用した体験の場や企業、学校等が行う研修の場を提供しており、戸倉地域の活性化を目指した滞在型観光の拠点となっています。

また、宿泊者を中心に提供する料理に地元産野菜を活用することで、地産地消の推進と地域の農業者の生産意欲向上にも貢献しています。



「戸倉しろやまテラス」
(あきる野市)

◇ 学校教育との連携

子供たちの農業体験

日野市の小学校では、学校給食で使用される農産物について子供たちに理解してもらうため、地元の農業者が先生となって、イネの播種から収穫までの全ての作業を体験するとともに、自分で収穫した米を調理する体験を学童農園で行っています。

稲城市では、市内の小学校と「稲城の梨生産組合」が連携して、子供たちにナシの果実への袋かけ体験や収穫体験を行っています。

こうした取組によって、子供たちが地域の農業に関心を持ち、次世代の農業の応援団となることが期待されています。



ナシの袋かけ体験
(稲城市)

◇ 福祉との連携

福祉と農業の連携

町田市では、大手企業の特例子会社^(注)が遊休農地約6aを再生利用し、露地野菜の栽培に取り組んでいます。

町田市が行っている新規就農のための農業研修を修了した管理者が、障害者を指導しながら一緒に作業を行い、朝採り野菜を地元量販店等へ積極的に出荷しています。こうした業務により、一人一人の特性に合わせた働き方を広げることが期待されます。



再生整備された農地
(町田市)

(注) 特例子会社：障害者の雇用に特別な配慮をし、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条の規定により、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の認可を受けて、障害者雇用率の算定において親会社の一事業所と見なされる子会社。

(iv) 都内産の花と植木による都市緑化の推進

都内産の花と植木で、東京の夏のおもてなしを！

東京 2020 大会は暑さが最も厳しい盛夏期に開催されます。

都農林総合研究センターでは、この時期の都内産花き・植木の生産拡大や利用上の課題解決に向けた研究を行っています。

花き研究チームでは、都公園協会と協力し、都立日比谷公園で都心の夏の暑さに耐え得る花壇苗の実証試験を行い、安定して花が咲き続ける有望な種類を選抜しています。

植木研究チームでは、植栽できない場所でも速やかに木陰を創出できる「可搬式大型コンテナ緑化システム」の開発を群馬大学と共同で行いました。都内産植木を活用し、動かすことのできるベンチ付きの大型植木鉢を設置することで、人々に快適な空間を提供することが期待されています。

こうした研究成果を都内農業者に普及し、東京 2020 大会でのおもてなしだけでなく大会以降にも活用できる技術として確立させていきます。



日比谷公園での花壇苗の実証試験

都市の中の植木畑が「みどりの美術館」に！

立川市の「小林養樹園」は、ケヤキを代表とする落葉高木類の生産の他、トピアリーの生産・流通を行う全国有数の植木生産者です。トピアリーは、樹木を刈り込んで幾何学模様や動物の形など立体的に仕立てた生きている造形物で、2～3年かけ完成させます。ここでは、さまざまな形のトピアリーを美術作品に見立て、植木畑を「みどりの美術館」として平成 26 年から一般公開しています。

「みどりの美術館」は、多種多様なトピアリーで来館者の目を楽しませるだけでなく、気に入ったものがあれば買うこともできるなど、地元で生産される植木をより身近に感じられることから、都市農地の新たな活用事例としても注目されています。



さまざまなトピアリーが並ぶ「みどりの美術館」（立川市）

植木畑からの剪定枝の有効利用に向けて

都内に植木畑は約 390ha あり、200 万本以上の植木が生産されています。植木の生産では、樹形を整えるため剪定作業が必要で、日々、剪定枝が排出されます。この他、傷んだり、枯れて処分する植木も含めると、排出される剪定枝等の量は年間約 5.6 万 m^3 と推計されます。これらは細かく砕いてチップ化し堆肥の原料として利用されていますが、チップ化作業は機械が発生させる大きな音等を伴うため、住宅が隣接する都市の畑では剪定枝等の処分が難しい状況となっています。

都市の中での植木生産をこれからも続けていくために、都内の植木畑から発生する剪定枝等の有効利用が課題となっています。



植木畑での剪定作業のようす

Ⅲ

持続可能な農業生産と地産地消の推進

(i) 持続可能な農業生産による農産物の提供

東京 2020 大会の食材提供に向けた GAP 等の認証取得

都は「農林水産物認証取得支援事業」を実施し、農業者の GLOBAL G.A.P や JGAP Advance の認証取得を支援しています。

東京 2020 大会の選手村などに提供できる農林水産物は、大会組織委員会が定める調達基準を満たすことが条件となります。

その基準の確認手段である GAP 認証取得のためには、農産物の生産工程に係る食品安全、環境保全、労働安全等に関して、詳細管理基準に基づき、コンサルタントによる改善指導を経て、審査機関の審査に合格することが必要です。



管理記録簿の確認

「環境にやさしい農業」に取り組んでいます！

都は、持続可能な農業生産を目指し、都内における通常の栽培よりも化学合成農薬と化学肥料を 25% 以上減らして栽培した農産物を「東京都エコ農産物」として認証しており、平成 29 年 1 月 1 日現在で、481 戸の農家について認証しています。

また、近年の特徴ある技術として、農作物に被害を与えるヤガ（夜蛾）類を遠ざける波長の光（緑色）の蛍光灯を畑に設置し、農薬の散布回数を減らす取組が行われています。この緑色蛍光灯を設置した畑では、ヤガ類による農産物への被害が少なく、設置していない畑と比べ農薬の散布回数は減少しており、周辺環境により配慮した農業を実践することができます。



ヤガ類を遠ざける緑色蛍光灯

東京都エコ農産物「消費者交流会」の開催

都は、東京都エコ農産物認証制度に取り組む農業者を支援するとともに、環境保全型農業を広く都民の皆さんに PR するため、「消費者交流会」を開催しています。

平成 28 年度の「消費者交流会」では、国分寺市のエコ農産物認証生産者の畑において、堆肥による土づくりや光を利用した病害虫の防除、天敵を活かした栽培技術などを見学し、その後、意見交換を行いました。参加者からは、「農業のイメージが変わった。農業者の努力がよくわかった。」との感想が聞かれました。また、「本制度をもっと多くの消費者に認知してもらうための周知活動を積極的に行うべきだ。」など、行政へ多くのご意見をいただきました。



害虫防除技術や栽培技術を参加者に説明

(ii) 植物・家畜防疫対策の強化

ウメ栽培の再開に向けて

プラムポックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス）の緊急防除区域である青梅市では、「梅の里再生」を目指し、再植栽に向けた強化対策事業を実施しています。

平成27年から全てのウメの木の発病調査や、ウイルスを媒介するアブラムシの徹底防除、感染樹の即時伐採等に取り組み、28年11月23日には「梅の公園」への再植栽にこぎ着けました。

また、翌29年2月には生産農家のほ場に約2,000本の苗木が定植され、さらに29年秋からは、同地区内で早期成園化に向け、幼苗を継ぎ合わせるジョイント栽培の実証展示も予定されています。



生産者の畑への再植栽

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策

都は、高病原性鳥インフルエンザの万一の発生に備え、診断体制の整備や防疫のための資材の備蓄、作業要員の確保、防疫演習の実施など、インフルエンザのまん延防止を迅速かつ確実にできるよう、体制を整えています。

特に、防疫作業は迅速性と安全性が求められるため、事前に防疫作業要員を指定し、発生時に即応するための訓練を行っています。



発生を想定した防疫訓練

農作物獣害対策…ハクビシン・アライグマの生息域が広がっています

畑の農作物に被害を与えるイノシシ、ハクビシン、アライグマなどの有害鳥獣は、捕獲頭数が増加しているにもかかわらず、農作物被害面積が横ばいあるいは増加傾向が見られます。

中でも、アライグマは、生息域が市街地へ拡大し、これまで農作物被害がなかった地域からも被害が報告されています。

都は、地域での被害防止対策講習会への支援、加害獣の捕獲への支援、電気柵や侵入防止ネットなどの防除設備設置への支援など、農作物被害の軽減に取り組んでいます。



捕獲されたアライグマ

(iii) 都内産農畜産物の地産地消の拡大

畑のない区の小中学生、集まれ～

都は、農地がない都心の小中学校の給食に新鮮で安全安心な東京産農産物を供給するため、都有地を活用した農場を開設しました。現在では、都心の16区の学校給食に、ここで生産された農産物を供給しています。

この農場では農産物を供給するだけでなく、学校給食の食材に提供されている農産物が生産されている現場を、小学生が実際に見て・触れて・体験することができる農場体験見学会を開催しています。(年3校、見学は随時。)



都心の小学生の
農業用機械の見学

東京のがんばる農業を応援

東京都農業経営者クラブと一般社団法人東京都農業会議では、消費者への啓発等を目的とする東京都消費者月間実行委員会と連携し、「東京のがんばる農業応援企画」として、「食と農セミナー」と「農業応援バスツアー」を毎年開催しています。

どちらのイベントでも、消費者と農業者が自由に会話する交流会が行われ、東京農業への消費者の理解が深められるとともに、東京農業の強力な応援団となってもらえる良いきっかけとなっています。



畑での見学会

都内産の食材を紹介します！

都では、都内産農産物の食材としての魅力をPRし、販路拡大を図るため、生産者と都内の飲食関係の事業者とのマッチングを目的とした「とうきょう特産食材商談交流会」を開催しています。

新たに都内産農産物を使用する飲食店が増えることにより、それらを活用した料理の提供拡大によって、都民の方々にもその魅力を知って頂くことでファンを増やし、東京の地産地消拡大を図っていきます。



とうきょう特産食材商談交流会

登録番号(29)40

東京農業振興プラン

次代に向けた新たなステップ

平成 29 年 7 月 発行

編集・発行 東京都産業労働局農林水産部農業振興課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)4831

印 刷 三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目 3 2 番 1
電話 03(5276)0811(代)

